

京 都 府		
1・中 与謝郡勧業研究会開催。日出 1・18	10・9 船井郡農会、園部常設家畜市場開設。 丹波及丹波人	
2・下 久世郡、郡有林40余町歩を6,000余円で売却。日出 2・25	10・30 山城8郡農会技術員打合会、産米改良增收に関する地主会の施設事業・小作救済基金積立法などを協議。府農会報 257	
2・一 茶業組合連合会議所、相楽郡中和東村に製茶試験場分場設立(府誌は大3)。府茶業史	10・一 府立農業試験場主催、綾部分場で全国クリ品種名調査会を開催し、銀寄など品種名を統一。 <sup>(5)</sup> 果樹園芸学(菊池)	
2・一 東洋捕鯨会社、丹後海経ヶ岬沖で4月まで捕鯨操業を開始(舞鶴湾口吉田を根拠地とする)。府漁業の歴史	11・10 京都常設家畜市場(株)創設(紀伊郡東九条村)。日出 11・11	
3・20 有限責任乙訓郡信用購買組合連合会設立。府産業組合史	12・一 巨椋池干拓期成同盟会設立。巨椋池干拓誌	
3・一 府、耕地拡張調査を開始。 <sup>(1)</sup> 府誌 上	12・一 与謝郡、町村長に森林開墾取締りを指示。日出 12・22	
4・1 桑園改良増殖補助規則を廃止。府令19号、府統計書 大9	12・一 府農会、農事資金取扱規程を制定。府農会史	
4・11 郡農長会・郡農会技術員協議会、産米改良增收10カ年計画案を決議。また、府の強制米穀検査実施を知事に建議することに決定(何鹿郡提出) <sup>(2)</sup> 。日出 4・13、府農会報 250	この年 ▷ 加佐郡東大浦村小橋のブリ大敷網、不漁につきで廃業(同村野原・三浜などもまたブリ大敷網からイワシ瓢網・タイ・サバ延縄漁に転換)。府漁業の歴史	
4・20 京都府下農事共進会を加佐郡公会堂で開催 <sup>(3)</sup> (~5・15)。府農会報 250	▷ 今夏の旱魃以来、何鹿郡各町村に溜池の築造がさかん。日出 大3・1・22	
4・一 綾部製糸(株)設立(資本金2万円)。116釜設置。何鹿郡蚕糸業史		
5・2 府、加佐郡立高女において府大農談会を開催。日出 5・3		
5・15 府、信用組合および信用組合連合会における貸付け限度額を通牒。府会報		
5・一 南桑田郡薄田野村佐伯大城山の山林(実測106町歩余)所有者167名、同山林の共同事業(造林・苗木養成・搬出設備事業など)を目的に森林組合設立を申請。府下森林組合の最初。 <sup>(4)</sup> 府農会報 251		
6・5 京都園芸会、第1回園芸品評会を府農試桃山分場で開催。府農会報 252		
6・10 農商務省周山森林測候所設立(森林と気象に関する事項および淀川流域の治水に関する事項を調査。大12廃止)。北桑田郡誌 近代篇		
7・20 与謝郡蚕糸同業組合、秋蚕伝習所を城東村に開設。日出 7・22		
7・31 京都府種畜場筒川分場開設(与謝郡筒川村、三丹牛の役肉用途改良をめざす。放牧地10万坪)。府農会報 253		
8・17 何鹿郡牛馬商組合、綾部常設家畜市場開設。丹波及丹波人		
8・一 府下全般に旱魃による稻作の被害大。日出 8・9		
8・一 京都魚問屋組合、京都公認魚市場建設を企画するが不成功。京都魚市場の沿革		
10・5 南桑田郡農会、農具肥料展覧会開催。府農会報 256		

参 考			目 本																																	
(1) 農商務次官通牒に基づく調査結果によれば開墾および開拓面積4,544町歩・地目変換面積2,732町歩・新開面積1,128町歩。			3・一 大日本農会、東京肥料分析講習所を東京農業大学に寄付し、肥料分析講習部と称して土壤肥料分析技術者を養成。																																	
(2) 産米改良增收計画案の内容は、耕地整理による水田造成・灌漑排水施設整備・地主手作り経営推進・品種改良等である。			4・9 朝鮮産出の米・穀の移入税を廃止する旨公布(7・1施行)。																																	
米販売農家(地主、自作農)の要請になる府の強制米穀検査制度の創設にあたっては、米穀商も同調し強力な運動となった。その背景は、京都府が米の移入県であること。丹波・丹後地方が自然条件に恵まれず良米を産出し難いことなどのほか、米穀検査制度は地主による小作支配を強力に制度化したものであった。			4・一 帝国農会による最初の農家経済調査実施。																																	
(3) 共進会をつうじて、米はなお品種雑多乾燥不充分など粗製であるが、南桑田・船井・何鹿郡の丹波米は優品であると評され、山城米は肥料配合と乾燥調製に、丹後米は乾燥調製にそれぞれ欠点がある。丹波産米の優良なるは米穀同業組合に負うところが大とされ、米穀検査実施の裏づけをなした。麦は山城産品に優良品が多く、丹波・丹後は粗製で、全般的に栽培面積は減少傾向にあると指摘された。茶は肥料配合に当を得て製造技術の進歩もみられるが、なお改善の余地がある。農具は鋤・鍬・鎌・箕・馬くわ・千石通・枊摺臼・除草器・插秧器などの出品をみ、特に優秀なものはないが、箕は堅牢なものを認める評された。			7・一 北海道雜穀商同業組合連合会、主要雜穀の統一的な移輸出検査を開始。																																	
(4) 森林組合			9・22 全国甲種農学校長の第1回農業教育研究会を開き、文部省・農商務省・大日本農会の諮問につき論議(~26日)。																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 次 (年度末現在)</th> <th>組 合 数</th> <th>地 区 面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 11</td> <td>6</td> <td>2,446</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>11</td> <td>3,809</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>12</td> <td>4,061</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>昭 1</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>13</td> <td>5,415</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>14</td> <td>5,752</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>16</td> <td>6,142</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>17</td> <td>6,574</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>19</td> <td>6,084</td> </tr> </tbody> </table>			年 次 (年度末現在)	組 合 数	地 区 面 積	大 11	6	2,446	12	11	3,809	13	12	4,061	14	—	—	昭 1	—	—	2	13	5,415	3	14	5,752	4	16	6,142	5	17	6,574	6	19	6,084	9・30 内務省、地方青年団体の政治運動関与、町村政干渉などを警戒するよう府県へ内秘通牒。
年 次 (年度末現在)	組 合 数	地 区 面 積																																		
大 11	6	2,446																																		
12	11	3,809																																		
13	12	4,061																																		
14	—	—																																		
昭 1	—	—																																		
2	13	5,415																																		
3	14	5,752																																		
4	16	6,142																																		
5	17	6,574																																		
6	19	6,084																																		
資料 農林省統計表			10・25 石原修『女工と結核』、紡績女工の悲惨な労働と罹病の関係を明らかにし、論議をよぶ(帰郷死亡者の7割が結核死)。																																	
(5) 銀寄は丹波の代表品種でそれまで銀由、銀善、銀芳、銀吉、などと呼ばれていたのを統一、昭25の害虫クリタマバチにも被害をうけず優秀。			12・1 日本・日清・東亜の3製粉会社、生産制限を実施。																																	
			この年																																	
			▷ 明43の地方農事試験場長会議の決議によって始められた品種・栽培方法調査の結果が、『日本主要農作物耕種要綱』として発表される。																																	
			▷ 帝国農会総会で悪水路の統一的制度化建議。																																	
			▷ 秋田県で排水共進会開催。																																	
			▷ 東北・北海道地方大凶作(青森県7割、北海道9割減収、要救済人口937万人)。																																	
			▷ 東北の大凶作を機に、大凶作をおこす気象条件の理解につき論争おこる。																																	
			▷ 東京の岩田継清、大正式稻扱き機を発明し翌年の大正博覧会に出品のうえ、全国に売り出す。																																	
			▷ 高北犁、特許を認められ創業。																																	

京	都	府
1・8 何鹿郡長、頬母子講乱設の防止を訓示。	9・21 農商務省、官津湾など丹後沿海の養殖事業の調査を開始。	日出 1・10 日出 9・30
1・中 久世郡、灌漑施設の拡充を主とする耕地整理計画を確定。	9・23 天田郡米穀同業組合設立。 府公報	日出 1・16
1・22 久世郡参事会員岡田佐吉、郡会に巨椋池干拓後の漁業者140余名の善後処置につき建議。	10・15 農政研究会を葛野郡桂村に設立。	久世郡会誌 府農会報 268
2・14 紀伊郡向島村の玉井源次郎(昭17巨椋池初代耕地整理組合長となる)ら、巨椋池を埋立て耕地整理をしたいと府に陳情(同池の埋立陳情は明32ころから、久世郡農会をはじめ沿岸の関係町村民からしばしば行なわれる)。	10・20 森林法施行細則制定。 府令70号	日出 2・15
2・中 紀伊・久世・宇治・相楽4郡の肥料商、紀伊郡伏見町に南山城肥料組合を創立。	11・10 スギ赤枯病の駆除予防の勅行を達す。	日出 2・12 訓令39号
3・25 府産業組合連合会、天田郡曾我井村立山陰常設家畜市場などにおいて第2回府畜牛共進会を開催(第1回共進会にくらべて、種牡牛の出品が多く飼養管理良好が認められ、京都牛の将来を悲観するほどではないと評され、筒川村地方の畜産発展には牧草改良が必要であると唱えられた~28日)。	11・一 大典記念京都植物園創設にあたり三井家同族会、25万円の寄付申し出。	府農会報 282
5・5 府農会第9代会長に川崎安之助就任 <sup>(1)</sup> (~大6・5)。	12・一 府農会、内閣総理大臣に米価調節に関する建議案を提出。	府農会史、日出 5・6
5・一 種苗交付規程を廃止。	この年	府令44号
5・一 南桑田郡農会、稻採種圃を設置。	▷ 何鹿郡蚕糸業組合、養蚕教師設置服務内規を定め養蚕教師の人選督励に力を注ぐ。	丹波及丹波人
6・下 天田郡役所・郡農会、郡内稻田の正条植を監督。	何鹿郡蚕糸業史	日出 6・26
7・3 公有林野造林補助規則改定。	▷ 府茶業組合連合会議所、紀伊郡堀内村などに茶業試験場を設立。	府令57号
7・一 荒廃復旧費補助規則改正。	▷ 繼喜郡、農家副業としてタバコ栽培を奨励。	日出 3・7
8・1 葛野郡農会、第7回園芸品評会を太秦村で開催。	▷ 相楽郡木津町、産米改良検査実施の予備試験を小作人に実行させる。	日出 8・3
8・3 各郡小学校本科正教員のうち農業科の担任者に対し、実業教育の普及を目的に農業講習会を府立農林学校で開催。	▷ 北海道空知郡の京都拓民協会、24万円で三菱会社に売却される。	府農会報 264
8・6 京都青物商組合設立。	▷ 府水産講習所、集魚灯によるサバ竿釣・深海底刺網試験などを実施。	日出 8・7
8・18 与謝郡上宮津村農会、畜牛の増殖を目的に村内小作人に対し畜牛年賦償還特売を始めた。 <sup>(2)</sup>	▷ 竹野郡間人漁業組合、交通不便を克服して漁獲物の共同販売事業に着手。	府農会報 292
8・中 熊本県の玉木通義、府および福井県の補助をうけ福井県敦賀町に京福漁業会社を設立。	▷ 船井郡下和知村、村是として耕地拡張改良事業を開始(昭7には開田106町3反・米実収高2,125石、開畝109町2反余となる)。	日出 8・21
9・中 知事、産米検査は府の事業とせず、府農会および郡町村農会で実施を希望すると意見表明。	▷ 船井郡下和知村、村是として耕地拡張改良事業を開始(昭7には開田106町3反・米実収高2,125石、開畝109町2反余となる)。	日出 9・22

参 考	目 本
(1) 官僚会長を排して初めて民間人が会長となり、副会長以下もすべて系統農会から選出された。	3・26 輸出入植物取締法公布(11・1施行)。
(2) 上宮津村農会畜牛年賦償還特売規程。	5・13 植物検査所官制定まる(農商務省所管、横浜に本所をおく、大12大蔵省所管に移され、税関に合併され植物検査課となる)。
「第一条・本会は農事改良上、小作人保護奨励の目的を以て本会基本財産を利用し、畜牛を購入して是れを村内小作者に限り左の方法に依り買得の利便を与ふるものとす」(以下略)	6・17 蚕業試験場官制公布、原蚕種製造所の編成替えにより成立、蚕糸業に関する試験および調査と原蚕種の製造および配布を任務とする。
特売方法	7・28 第一次世界大戦始まる。
・3カ年内年賦償還	7・一 大原孫三郎の寄付により大原獎学会発足、岡山県倉敷町に大原農業研究所設立。
・希望多數のときの優先順位	8・22 国有林施業案規定公布(従来の分散的規定・通牒の集大成で要存置国有林経営の基本方針を定め、事業目的を純益最多主義において、各事業区ごとに施業案を定めることとする)。
・特別事由があれば解除する、など	8・23 日本、ドイツに宣戰布告。
この規程により本農会は、筒川村産犢牡牛を購買し初年度、第2年度をつうじて特売頭数27頭に達するが、農会事業資金である基本財産の欠乏となる。この間、犢牛の生育と牛価の良好により村内小作者の多くは特売を希望した。そのため事業資金を本村基本財産にあおぎ村は事業とする計画を立てるが反対多く、結局村内地主から資金を仰ぐことになり増殖計画250頭の達成を企図する。	11・一 岐阜県農事協会創立(いわゆる地主組合)。
この年	12・29 蚕種配布規程を制定(1代交雑種の優良性を認めて1代雑種の原蚕種を地方に配付することとする)。
▷ 耕地整理法第2次改正(国または御料局が直接耕地整理施行者となりうるし、その土地の予約開墾者・借受人も耕地整理組合員となりうることとする。それによって海面の埋立・干拓地が耕地整理の対象となりうることとなる)。	12・一 米価調節に関する法律案、衆議院解散のため成立せず。
▷ 宮城県晚稻作付け制限、20%以下に制限。	この年
▷ 日魯漁業(株)創立。	▷ 耕地整理法第2次改正(国または御料局が直接耕地整理施行者となりうるし、その土地の予約開墾者・借受人も耕地整理組合員となりうることとする。それによって海面の埋立・干拓地が耕地整理の対象となりうることとなる)。
▷ 片倉製糸、1代交雑種普及団を組織、これが特約取引の素地となる。	▷ 発動機船による手縄り網その他の底引き網漁業始まる。
▷ 陸羽支場で始まった純系分離種の過程で耐病・耐冷性品種である陸羽20号選出。	▷ 長岡市の木村助次はイネの脱穀に新潟県佐藤与六は紡績りに、初めて電動機を使用。
▷ ト藏梅之丞、明43以来3斗式ボルドー液によるイモチ病防除の試験を行ない好結果をえて、イモチ病にボルドー液の散布を唱導。	▷ ト藏梅之丞、明43以来3斗式ボルドー液によるイモチ病防除の試験を行ない好結果をえて、イモチ病にボルドー液の散布を唱導。
▷ 大工原銀太郎、酸性土壤の研究を発表(以後土壤酸性の実体についての論争生じる)。	▷ 大工原銀太郎、酸性土壤の研究を発表(以後土壤酸性の実体についての論争生じる)。

大4(1915)年

京 都 府			
1・11 京都米穀商同業組合設立。 日出 5・27			▷ 緑喜郡養蚕伝習所を開設、養蚕の普及をはかる。 朝日大 5・10・17
1・14 久世郡御牧村の小作人100余名、灌漑用ポンプ据付けを要求して村長西村徳之助を夜襲。 日出 1・23			▷ 米の栽培品種
地 方 別	山 城	丹 波	丹 後
早	地蔵早生 小端早生 高田早生 紀州早生 早生神力 早 生 糯 稻 善 生 糯	有 岡 水上早生 尾張早生 和 歌 山 大 場 大 場 但馬早生 稗 早 生 和 太 郎	野 村 早 生 大 場 有 岡 四国坊主 改良石白 伯馬早生
中	中生神力 伊勢錦 日本周山 東 京 関 取 雄 町 福 島 大 和 稻 竹 稻 中生 八 ツ 倉 元 気 糯 元 気 糯 大 政 官	大和日ノ出 伊勢錦 福 山 善 光 寺 寺 穂 萬 倍 出 雲 成 都 千 本 元 気 糯 倉 原 糯 原 塩 官 田	朝 日 山 福 野 芋 成 蛭 大 岡 山 白 鰐 鶴 龜
晚	神 力 千 本 男 山 コ ケ 白 一 タ ノ 町 日 本	八 ツ 倉 東 京 万 雄 十 本 白 玉 一 キ ノ キ 屋 一	西 方 寺 竹 成 白 富 士 雄 町 玉 天 皇 中 生 神 竹 成 黒 生 神 力 ナ キ 满 斗 桂 千 白 赤 神 赤 神 国 本 藤 力 糸 光
府誌上			

参 考	日 本
(1) 農事に関する紛擾の調停・農事の指導奨励・共同購入共同出荷を事業とし、昭5には組合員数117戸・耕作反別120町歩。	2・22 日本育種学会結成。(大5・11『日本育種学会報』1号、大7・5同2号、発行以後廃刊。大9・6日本遺伝学会として再出発)。
(2) 検査は生産検査と輸出検査とに分けられ、品質・乾燥・容量・俵裝の各項につき行なわれ、本年は生産検査を府下264か町村に施行し検査員226名を設置。	3・3 枢密院委員会、蚕糸業救済勅令案を否決。政府は行政処分によって救済を実行すると声明。
(3) 検査実行により地主・小作人間の円満を期すと訓令され、主な産米改良規準は次のとおり。①土地の改良と深耕。②品種の改良と統一。③刈取の適期。④乾燥方法。⑤調整の規格・統一。⑥貯蔵については害虫駆除の実行と農業倉庫の建設。	3・20 帝国蚕糸(株)(第1次)創立。大3・8大戰勃發による糸価暴落対策として、政府の助成金500万円によって3年度産生糸の買上機関として設立(6・15解散)。
(4) 産米検査の再検討は次の3点において要望された。①京都市隣接の郡内業者は、他国産米を京都市内に搬入するとき輸出検査を受けることとなって市内の同業者より著しく不利である。②他国産米のため貴重な時間と労力を要し、市内の精白業者から寄託を断られる。③郡に1名の検査員配置では検査に手間どる。このような趣旨をもってさらに12月、関係者560名は府議などを介して知事に要望し、翌大5・4には郡農会長会も修正を建議。	5・7 第1回全国農業技術者会議を開催(農業補習学校・町村農会技術員設置の成績、家畜飼育の普及率などについて検討。~11日)。
6・5 農商務省、輸出真田取締規則を公布(8・1施行)。	6・5 農商務省、輸出真田取締規則を公布(8・1施行)。
8・1 畜産組合法施行(1・14公布)(明33の產牛馬組合法に比べて、適用範囲および組合員資格拡大し、営利事業を行なうことを認め、経費の強制徵収権を与え、員外利用も認める)。	8・1 畜産組合法施行(1・14公布)(明33の產牛馬組合法に比べて、適用範囲および組合員資格拡大し、営利事業を行なうことを認め、経費の強制徵収権を与え、員外利用も認める)。
9・23 東京期米相場暴落(前年3月からの米価低落、この後上昇に転ずる)。	9・23 東京期米相場暴落(前年3月からの米価低落、この後上昇に転ずる)。
10・6 米価調節会設置(大2まで上昇した米価が大3から急落したのに対処するため。翌年9・28まで設置。同時に政府は市場在米の買入れも試み)。	10・6 米価調節会設置(大2まで上昇した米価が大3から急落したのに対処するため。翌年9・28まで設置。同時に政府は市場在米の買入れも試み)。
10・19 蚕糸業同業組合中央会設立認可される。	10・19 蚕糸業同業組合中央会設立認可される。
10・27 第1回米価調節調査会終了、米価応急調節案を農相に上申(米輸出の奨励、低利資金の供給、米の鉄道運賃低減、田租納期の臨時緩下げ)。	10・27 第1回米価調節調査会終了、米価応急調節案を農相に上申(米輸出の奨励、低利資金の供給、米の鉄道運賃低減、田租納期の臨時緩下げ)。
この年	この年
▷ 農商務省、農業の奨励方を示達(食糧自給の確立を目的とし、未墾地の開墾・悪水路の整備・既耕地の改良および集約的利用・優良品種の普及・栽培方法の改良などを内容とする)。	▷ 農商務省、農業の奨励方を示達(食糧自給の確立を目的とし、未墾地の開墾・悪水路の整備・既耕地の改良および集約的利用・優良品種の普及・栽培方法の改良などを内容とする)。
▷ 帝国農会総会、自作農保護奨励に関する建議案を選択。	▷ 帝国農会総会、自作農保護奨励に関する建議案を選択。
▷ 大野式背負型噴霧機発明。	▷ 大野式背負型噴霧機発明。
▷ 長野県伊那地方に、組合製糸急激に設置される。	▷ 長野県伊那地方に、組合製糸急激に設置される。

京 都 府	
1・13 産業組合北桑田郡部会設立。 北桑田郡誌 近代篇	9・1 耕地整理費補助規則制定。府令55号
1・22 何鹿郡物部村農会、村内の模範小作人を表彰。 府農会報 283	9・1 府米穀検査所規程改正。告示403号
1・1 西七条農事研究会を葛野郡七条村に設立(蔬菜の立売販売事業。昭5組合員80戸、耕作反別58町)。 府農会報 467	10・1 府米穀検査規則改正(京都市を検査区域に加えるなどを改正。昭7・8農林産物検査所規程の制定により廃止)。府会56号
2・1 萩原奥地農事実行組合を天田郡上六人部村に設立(共同苗代事業。昭5組合員19戸、耕作反別15町)。 府農会報 467	11・1 桑船3郡第1回肉牛品評会開催。
3・16 相楽郡畜産組合設立。 相楽郡誌	この年
3・22 府農会、大戦中の肥料問題につき各郡農会に通牒 <sup>(1)</sup> 。 府農会報 284	▷ 与謝郡で蚕種一代交雑種普及に成功。 与謝郡誌
3・1 京都市内と葛野郡の米穀商、農商務省に米穀市場の新設を出願。 日出 3・25、4・7	▷ 府原蚕種製造所綾部支所、本所となる。 日出 大6・5・28
4・11 第35回郡農長会、玄米輸出検査手数料を一俵につき3錢から2錢に軽減・精米輸出検査手数料の全廃・精米容器を俵・呪のほか袋を用いる・検査等級を5等級とする、などを知事に建議。 府農会報 284	▷ 中郡三重村で足踏織機が普及はじめ(大10ころに力織機が普及)。 三重郷土志
4・1 北桑田郡周山村漁業組合設立。 北桑田郡誌 近代篇	▷ 京都市へ移入の鶏卵は58万余円。 府農会報 302
4・1 乙訓郡乙訓村今里の老農山田利兵衛の農功碑完成。 府農会報 309	▷ 府農会直営の麦採種圃、綾喜郡都々城村などに2町歩設置(～大10)。 府農会史
4・1 山城搾乳組合結成(乳牛の改良増殖にのり出す)。	▷ 府農会本部、府庁内に移転。 同上
4・1 愛知県三河地方から市下産繭購買に殺到(糸価の暴騰と蚕業界の好況を反映し、三河の三竜社は福知山町に大乾繭場の設置を計画し一大攻勢を展開)。	▷ 巨椋池干拓期成同盟、千拓調査会に改組し事業調査を府に申請。 巨椋池千拓誌
5・22 愛宕郡大宮村農会、農会市場を開設し、消費者と直接取引。 <sup>(2)</sup> 府農会報 288	▷ 愛宕郡一乗寺で聖護院キウリの障紙を用いた促成栽培開始。 近郊蔬菜作の変遷
5・30 竹野郡農会、京都市場において小粒三等米120俵(朝日種)を試売(竹野郡産の初の出荷) <sup>(3)</sup> 。 府農会報 287	▷ ノリセメント床張を湊・塩江で実施。 府水産史年表
6・1 与謝郡縮緬同業組合、1ヶ月間の休機を断行。 日出 6・4	この年ごろ
6・2 種牡牛配付規則改正。 府令39号	▷ 熊野郡久美浜湾でハマグリの養殖はじまる。 熊野郡誌
6・26 山城地方水害(紀伊郡の被害甚大)。 府統計書 大9	
6・1 宇治郡の茶園にシャクトリ虫発生し被害は130町歩・2万5千円余。 同上	
7・8 有限責任船井郡信用購買組合連合会設立。 府産業組合史	
9・2 宇治川・淀川沿岸農民、京阪両府知事に宇治水力電気堰堤工事の反対を請願。 日本農民運動史	

参 考	日 本																				
(1) 硫安・チリ硝石など昨年に比し6～7割方高値のため、府農会は府農試と協議し応急策を定め、自給肥料・綠肥・蚕糞・大豆粕の施用を奨励。	3・30 農商務省、米麦品種改良奨励規則を公布(道府県の試験場の改良事業に政府補助金を交付)。																				
(2) 本市場には、上賀茂・鷹ヶ峰村から青物、小野郷・中川村からマツタケなどが集荷され取引きされた。農家は現金取引をなし、市場を通じて商品生産を刺激され、このころから蔬菜栽培さかんとなる。本村では明20ごろから京都市の宮本岩次郎による青物市場が開かれていたが、それを村農会が継承拡充したもの。なおこのごろから京都市とその隣接域には野市が成立した。	3・31 大日本農会、社団法人組織となることを申請、6・8認可。																				
(3) 米商は初の竹野郡産米とあって、食味その他需要上の点を顧慮し進んで取引することをちゅうちょし、他の主要産地米と共に試食会を開く。このときの竹野郡産米は海路を舞鶴へ、汽車で京都へ出荷し、運賃は石当り80銭を要した。6・2の京都正米相場は次のとおり(石当り)。	4・6 畜産試験場官制公布、大6・6・1千葉県千葉郡都村に設置。																				
<table border="0"> <thead> <tr> <th>円 錢</th> <th>円 錢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>播州米 13.90</td> <td>大和米 13.35</td> </tr> <tr> <td>備中米 13.75</td> <td>伊賀米 13.20</td> </tr> <tr> <td>備前米 13.70</td> <td>因伯米 13.10</td> </tr> <tr> <td>近江米 13.70</td> <td>美濃米 13.00</td> </tr> <tr> <td>竹野郡産米 13.60</td> <td>加賀米 12.90</td> </tr> <tr> <td>丹波米 13.60</td> <td>尾張米 12.70</td> </tr> <tr> <td>山城米 13.60</td> <td>越前米 12.55</td> </tr> <tr> <td>摂津米 13.50</td> <td>越中米 12.40</td> </tr> <tr> <td>備後米 13.40</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	円 錢	円 錢	播州米 13.90	大和米 13.35	備中米 13.75	伊賀米 13.20	備前米 13.70	因伯米 13.10	近江米 13.70	美濃米 13.00	竹野郡産米 13.60	加賀米 12.90	丹波米 13.60	尾張米 12.70	山城米 13.60	越前米 12.55	摂津米 13.50	越中米 12.40	備後米 13.40		7・15 馬産に供用すべき国有林の件公布(馬産限定地として17万町歩の林野が牧野とされる)。
円 錢	円 錢																				
播州米 13.90	大和米 13.35																				
備中米 13.75	伊賀米 13.20																				
備前米 13.70	因伯米 13.10																				
近江米 13.70	美濃米 13.00																				
竹野郡産米 13.60	加賀米 12.90																				
丹波米 13.60	尾張米 12.70																				
山城米 13.60	越前米 12.55																				
摂津米 13.50	越中米 12.40																				
備後米 13.40																					
	8・21 農商務省、府県の専任技術者に安藤広太郎を講師とし品種改良講義を行なう(～9・26)。																				
	9・14 米価調節調査会、米価調節の恒久方策につき、農業倉庫の設置奨励など8項目を農商務大臣へ答申、9・29同調査会廃止公布。																				
	この年																				
	▷ 米麦品種改良規則を定め、府県営原採種圃に対して国庫補助をする。																				
	▷ 耕地整理主任官会議を開き用水節約の方法を検討。農務局長、自作農扶植の重要性を説く。																				
	▷ 農業水利慣行調査(大2に農商務省が道府県に報告させたもの)まとまる。																				
	▷ 高北新治郎の高北式大正号・豊年号、奈良県の深耕犁の比較審査により最高位入選。																				
	▷ 遠心力式穀剝機である岩田式穀搗機発明。																				

京 都	
1・9 樹苗圃及植樹補助金交付規則改正。 告示9号	9・1 京都魚問屋組合、京都食料品市場共同販売所設立を計画し不成功。京都魚市場の沿革
1・9 天田郡蚕糸同業組合、養蚕共同組合長連合会を開催(このころとくに天田郡では養蚕農家が任意に部落ごとに養蚕共同組合を組織)。 日出 1・9	10・25 第1回町村農長会、農政問題を討議 <sup>(1)</sup> (~27日)(昭17・4・11の第16回まで継続)。府農会報 304
1・21 京都府獣医師会設立。府農会報 296	10・28 第38回郡農長会、本年度からの農用車課税につきその免除を木内知事に建議。府農会報 304
1・1 北桑田郡会、第2期造林計画を設定。 北桑田郡誌 近代篇	10・1 山城搾乳畜産組合と京都牛乳商同業組合、牛乳改良会を組織し牛乳の市価を1合5錢に決定。 日出 11・3
1・1 加佐郡東雲村農会、堆肥舎建設組合を設立。府農会報 303	10・1 第2回全国製茶品評会、宇治町で開催。府茶業史
2・2 府立農林学校学則改定。告示41号	10・1 南桑田郡農会、毎年2回酒造米品評会を開くことを決定。丹波及波丹人
2・15 府水産講習所、ノリの製造と判形を改良するため東京府荏原郡大森町の麻賀菊藏を招き、熊野郡湊村ほか4カ村で講習会を開催(~3・13)。 日出 7・19	11・20 相楽郡湯船村民と同村字湯船区民間の山林帰属問題解決(村所有か区所有かで訴訟問題となっていた)。日出 11・22
3・9 府農会、第1回俵裝品評会を岡崎第二勧業館で開催(~22日)。府農会報 297、日出 3・10	11・22 南桑田郡農会、船井・天田両郡の参加をえて丹波産醸用米品評会を兵庫県西の宮町武庫郡公会堂で開催。 <sup>(2)</sup> 府農会報 304
3・13 第1回町村農会技術員講習会を府立農林学校で開催。府農会史	12・6 船井郡高原村の府種畜場廃止問題をめぐり府郡部会の山城選出議員と両丹選出議員が対立(山城は洋牛の奨励による牛乳生産のうえから種畜場の廃止に反対し、両丹は種畜場廃止により洋牛の奨励から和牛の奨励へ転換すべきであると主張)。日出 12・7
3・中 京都市内各警察署、不正米穀商を一齊に摘発。日出 3・14	12・12 船井郡農会、園部町・八木町において郡内産米の共同販売をかねて品評会を開催。府農会報 306
3・31 府立農事試験場綾部分場廃止。 告示 153号	12・15 府会、農工銀行と勧業銀行の合併意見書を内務大臣に提出決定。日出 12・16
3・1 北桑田郡蚕種(株)設立(郡は製糸から蚕種を仕入れ全国に販売。大11郡は製糸に吸収)。 北桑田郡誌 近代篇	12・25 産業組合法施行細則制定(明42府令99号産業組合取扱規程廃止)。府会59号
3・1 府農試技師堀江浩、丹波地方特産の百合の腐敗病を調査してダニの一一種「リゾグリフスエキノプス」を発見(明34ごろから南桑田郡をはじめ被害まん延。駆除法は被害鱗茎を二硫化炭素で燻蒸)。府農会報 299	12・25 営業組合法施行細則制定。府令60号 この年 ▷ 何鹿郡山家村に京都蚕種(名)設立(明43上野栄吉の個人創業にはじまる)。山家村誌 ▷ 府茶業組合連合会議所、堀内村桃山試験場で二番茶による紅茶製造法を試みる。府茶業史 ▷ 熊野郡久美浜町の葉賀初蔵考案の葉賀式改良万石透し、専売特許を得て全国に普及(のち広島二十日市に分工場設置。大9の年製造高は約千台)。
4・9 京都植物園建設に着手。府立植物園誌	▷ 与謝郡伊根村の奥吉兵衛、運搬船の動力化に成功し漁船動力化の端緒となる。府漁業の歴史
4・1 巨椋池干拓調査事務局を紀伊郡檍島村におく。府統計書 大9	▷ 乙訓郡新神足村長間に筈の共同販売をする共益社設立。府農会報 398
5・29 京都府原蚕種製造所原蚕種配付規程を定める。府令23号	
5・1 亀岡常設家畜市場開設。丹波及波丹人	
5・1 府農会第10代会長に木内重四郎就任(~大7・5)。府農会史	
7・1 竹野郡網野町の機業家室野光藏ら、縮原料糸売買の商品取引所(株)を設立。 日出 7・12	
9・6 城南蚕糸同業組合、相楽郡木津町に設立。相楽郡誌	
9・29 南山城大水害(田畠被害面積5,180町歩、農作物被害見積額64万6千余円。~10・1)。府統計書 大9、府農会報 303	

参 考	日 本
(1) 乙訓郡大山崎村農会は農業者の転業を防止する良策如何を提出。次の6点を決議。①積極的に農業者の収入増加を図ると共に、消極的に負担を軽減して農民の資力充実を期すること。②小作農に対し土地所有の機会を与えること。③農村に適切な娛樂を奨励すること。④農村における普通教育制度に改正を加え、かつ補習教育を作興して農業趣味の涵養と農家知識の発達と努めること。⑤地主と小作人との関係を一そく親善ならしめ、また地主は必ず相当の土地を耕作して農事改良の模範を示すこと。⑥農業者の自覚反省を促し人格の向上を図ると同時に、行政官庁その他社会一般に農業者的人格を尊重せしめるよう努めること。 (2) 従来南桑田郡の一部では灘地方の酒造家と大和日の出種を取引して好評であり、船井・天田両郡もまた醸用米を供給してきた。これを背景に灘五郷酒造家に丹波産醸用米をさらに広く紹介する目的で品評会を開催。 出品点数は南桑田郡599俵、船井郡321俵、天田郡1,052俵、本年は天候不良のため酒造米の出廻りが遅れ、各産地品払底して酒造家いずれも困惑の折で観迎された。 西の宮税務署技手内茂審査長の概評。「南桑田天田両郡ノ出品玄米ニ付審査ノ概評ヲ試ミルニ、米質一般ニ予想ヨリ良好ニシテ其優良ナルモノニアリテハ酒米トシテ名アル米種ト比較シ敢テ遜色ナシ、一般ニ米質ヲ均フルノ期近ヅキツ、アルヲ認ム、然レドモ往々光沢及調製ノ不良ナルモノアルヲ認メタルハ頗ル遺憾トスル処ニシテ色沢ノ不良ナルハ収穫期ノ天候不良ナルニ由来スベキモノナリ、抑モ醸用米トシテハ青米多少ノ混在ハ過熟シ居ラザル証拠ナルニヨリ支障ナキモ赤米・碎米・虫害米・粗米ノ多ク混在シ居ルヲ忌ムモノナル故ニ之ガ調製ニハ充分ノ注意ヲ払ハレムコトヲ望ム」	7・21 農業倉庫業法公布(9・1施行)。 8・30 東京・大阪の株式相場・綿糸相場暴落。 9・1 農商務省、暴利取締令を公布(米穀・鉄・石炭・綿糸布・紙・染料・薬品類の買占め・売惜みを戒告・処罰)。 10・24 ロシア、日露通商航海条約廃棄を通告(1年後失効)。 10・25 蚕糸同業組合中央会、信州上一番格生糸1,300円以下の売止め、および地方各組合ごとの操業短縮を決議。 11・2 石井・ランシング協定。 11・10 全国製糸家大会を横浜で開催、糸価維持策を協議。 12・1 煙草値上げ(平均18%)。敷島12銭、朝日10銭、ゴールデンバット6銭、白梅84銭、さつき58銭、なでしこ26銭。 この年 ▷ 農商務省に副業課設置。 ▷ ゼット型・インターナショナル型石油発動機を輸入、農業用に使用。岡山県上道郡富山村和田又吉、石油発動機を揚水用踏車につけて試みる。 ▷ 貿易収支未曾有の黒字となる(内地出超額5億6,719万余円)。
↗ この年ごろ ▷ 愛宕郡聖護院村における聖護院カブラの立地全く消滅。 近郊蔬菜作の変遷 ▷ ブリ凶漁で沿岸漁村はブリ地獄を現出し貧窮。 府漁業の歴史 ▷ 内務部農務・林務・商工課は勧業課となる。 府訓1号	

京	都	府
1・15 蚕糸業法施行手続改正。 府令1号	6・25 農業倉庫法施行細則制定。 府令52号	
1・27 与謝郡養老漁業組合、丹後海沿岸最初のイワシ瓢網漁場をひらく(大9以降加佐郡方面で採用され丹後海のイワシ漁業発展。イワシ搾油・桜干・煮干・魚油など水産加工が活発)。	7・2 乙訓郡竹林同業組合設立。 告示383号	
府漁業の歴史	7・28 船井郡吉富・八木・富本・新庄4カ町村、小麦の乾燥調整と検査を実施。八木駅前で4カ町村連合の小麦共同販売を行なう。	
1・31 中郡農会、この年の新規事業に緑肥作物栽培の奨励を決定。 府農会報 307	府農会報 313	
1・— 京都市に衣笠蔬菜出荷組合設立(大15組合員数87名)。 府農会報 410	7・— 郡是製糸(株)、蚕栄・福知山・舞鶴の3製糸会社を合併。 郡是40年小史	
2・20 府、府農試桃山試験場跡地を大阪市の浜口駒次郎に売却。 日出 2・22	7・— 相楽郡当尾村農会、特産当尾柿の販路拡張をめざして容器を竹籠から2貫目入り木箱に改め、指定特約店大阪天満・難波・木津・兵庫・四日市・枇杷島・名古屋中央の各市場に計9店定める。 府農会報 315	
2・22 農業倉庫奨励規程制定。 府令10号	8・上 宇治郡木幡村を中心に玉露茶園にアカダニムシ発生。 日出 8・6	
3・11 穀物検査規則改正。 府令44号	8・上 米価をはじめとする物価騰貴により府民は生活難におちいる。 日出 8・10	
3・12 府立城丹蚕業講習所学則制定。 告示131号	8・上 京都市内の白米商、多数が廃業。 日出 8・—	
3・19 府農会、農業倉庫講習会を府庁で開催。 日出 3・20	8・上 農商務省、本府に朝鮮米1万袋の配分を決める。 日出 8・11	
3・31 府立農事試験場桃山分場廃止(農試・府立農林学校とも愛宕郡下鴨村上川原に移転し場務・授業を4・1開始。ただし農試種芸部は桂村旧農試で継続)。 告示76号	8・10 紀伊郡農会、愛宕・葛野・久世・綾喜各郡の町村米穀検査員に対して講習を行なう。 日出 8・—	
3・31 京都市農会設立。 <sup>(1)</sup> 告示80号	8・10 京都市内に米騒動はじまる。 日出 8・12、13	
4・1 府蚕糸同業組合連合会立城丹蚕業講習所、府立に移管。 告示130号	8・11 府、新京極の東西屋に米の安売りを依頼して市内へ触れ廻る(1升20銭前後で1千石を特に貧民にゆきわたるように宣伝)。 日出 8・12	
4・1 久世郡、町村農会技術員俸給補助規程をきめる(俸給の25%以内補助)。 久世郡会誌	8・12 京都市街全域の米穀商店・倉庫など襲撃され、不穏の形勢あるとして軍隊出動し各方面を固める。 日出 8・13	
4・1 府種畜場を船井郡高原村から与謝郡筒川村に移転。 <sup>(2)</sup> 告示77号	8・14 馬渕知事、浜岡光哲ら市内富豪有志130名を府庁に集め窮民救済団を組織。 日出 8・14、府日誌 大7	
4・2 京都市・府勧業課・府農会・府立農試は、蔬菜の流通を円滑にする目的で第1回臨時蔬菜市場を上京区妙満寺境内と下京区菅大臣神社境内に開設(3日には上京区淨福寺・下京区建仁寺で開催され盛況。市公設市場の先駆となる)。 府農会報 309	8・14 市米穀商組合、米価騰貴の救済策として白米小売価格を協定(1升につき1等米45銭、2等米44銭、3等米43銭)。 日出 8・16	
5・上 市農会、農事奨励員を設定。 日出 5・8	8・14 穷民救済団、寄付金64万5,594円をもって米価割引切符を中産以下の貧民に配付し、極貧者には施米券を配布。 府統計書 大9、日出 8・15	
5・13 相楽郡茶業組合は模範製茶場を開設し、優秀なる茶師に優勝旗を与える。17日閉場。 日出 5・19	8・15 知事、市米穀商組合の白米小売価格の協定を不都合として取消を命令。 日出 8・16	
5・13 府、畜産協議会を開催。 <sup>(3)</sup> 府農会報 311	8・16 田崎信蔵・北浦長七ら、日常生活用品向の公設市場急設を市会へ建議。 市中央卸売市場30年史	
5・— 第8回水產品評会を宮津町で開催(与謝郡養老村の島崎福蔵はイワシ搾粕機械の模型を出品し、イワシの加工品製造の普及をみた)。 府漁業の歴史		
6・12 南桑田郡の大井信用購買販売利用組合、農業倉庫業を開始(収容力は7,470俵、府下農業倉庫業の初め)。 府産業組合史		

参	考	日	本
	(1) 第一次京都市隣接町村編入につき、旧町村農会はこの日限り解散し、同時に京都市農会を設立したもの、会長大野盛郁、会員数3,570名、域内耕地面積1,291町2反。	1・15 蚕糸業法改正され普通蚕種(製糸用に養蚕する蚕種)について、同一掃立て口の母蛾10%をとって病害検査を行なうこととする(歩合検査という)。	
	(2) これにより同場の山林7町8反8畝11歩、耕地5町6反8畝4歩、建物23棟、乳牛7頭、製乳器その他備品は船井郡立実業学校に無償交付(「船井郡立実業学校沿革誌」)。	1・26 農商務相、津市の岡半右衛門の米買占めに戒告(暴利取締令による最初の戒告)。	
	(3) 畜牛増加の実行策として畜牛品評会を開催すること、地主が畜牛を購入しその預託繁殖をはかること、牛の取引方法を改善すること、家畜共済の実施、資金の融通および林野の整理による共同放牧場の設置などを協議。	3・23 酒造税法・酒精および酒精含有飲料税法・麦酒税法・所得税法各改正公布(それぞれ増税)。戦時利得税法公布。	
		4・25 外国米管理令公布。	
		5・7 農商務省、外米管理令に基づき三井物産・鈴木商店・湯浅商店・岩井商店を外米輸入商に指定、外米売買管理を開始。	
		7・6 大阪期米暴落の結果、堂島米穀取引所後場立会停止。7・8東京・神戸・熊本などの各米穀取引所も立会停止。	
		7・17 農商務相、地方長官に、7月末日正午現在内地米10石以上所有者の所有数量を強制調査するよう通告。	
		7・18 農商務省、大阪堂島米穀取引所に、米価暴騰のため定期取引無期停止命令。	
		7・23 富山県下新川郡魚津町の漁民妻女ら數十人、米価高騰防止のため米の県外への船積み中止を荷主に要求しようとして海岸に集合(米騒動の始まり)。	
		7・31 米価大暴騰のため、期米市場大混亂に陥り、東京米穀取引所立会停止、8・1名古屋米穀取引所も立会停止。	
		8・2 政府、シベリヤ出兵を宣言。	
		8・3 富山県中新川郡西水橋町に米騒動。ついで全国に波及。	
		8・10 米騒動、名古屋・京都両市に波及。8・13~8・14全国大・中都市の米騒動絶頂に達する(9・17までに、37市・134町・139村で大衆行動、検挙者数万、起訴7,708人)。	
		8・14 内相水野鈴太郎、米騒動に関する記事の差止めを命令。	
		8・16 穀類収用令公布(緊急勅令・農商務大臣は米穀類を強制買収しうる)。発動されず、大8・4・5同法廃止公布。	
		8・17 山口県宇部炭鉱などで、米騒動に伴う罷業暴動化し軍隊出動、死者13人。	
		8・17 憲政会、米騒動に關し政府の処決を要求、同日、近畿関西新聞記者大会、内閣彈劾を決議。	
		8・28 東京府、米価暴騰に対処し「外鮮米」を指定米商に委託して廉売。	

京 都 府	
8・17 京都取引所仲買団、窮民1万人に内地精白米を1人につき1升29錢で売却を決定。 日出 8・16	12・20 府農会、麦検査の実施を知事に建議。 府農会報 318
8・中 知事、京都市の公設市場を日常品販売の恒久的施設にすることを市と協議。 市中央卸売市場30年史	12・24 郡市長・農事試験場長による気象と農産物の関係調査規程を制定(大15・6・30廃止)。 訓令31号
8・20 両丹地方水害(綾部231mm)。 日出 8・23	12・— 府農会、稻麦作立毛共進会規程を制定(大8から実施)。 府農会史
8・24 府農会、米価問題に關係して農家の米生産費は石当り32円と発表(8・26大阪毎日新聞、府農会発表の「米の生産費」調査を「杜撰な米の生産費」と題し批判、府農会は弁駁書を同社京都支局に送りその紙上掲載を依頼し、没)。 府農会報 314、日出 8・25	12・— 府農会第11代会長に馬渕銳太郎就任(～大10・7)。 同上 この年 ▷ 府茶業組合連合会議所、機械製茶の勃興に伴い、手揉み製法の特長を再検討。 府茶業史 ▷ 綾喜郡製茶共同組合設立(府下最初の製茶共同組合)。 辻利右衛門翁 ▷ 府農会、新大幅帳と日誌を発行し農家経済簿の指導奨励にあたる。 府農会史 ▷ 上賀花酸莢同志会設立。近郊蔬菜作の変遷 ▷ 南桑田郡篠村柏原に小作争議勃発 <sup>(6)</sup> (以後の篠村の農民運動の口火をきる)。 篠村史 ▷ 相楽郡当尾村の特産当尾ショウガ、村農会販売部を通じて各地へ種ショウガとして出荷される。幕末に広島地方から種根を得た畠ワサビは栽培を拡張。 府農会報 315
9・14 丹後地方大水害(熊野郡久美浜で332.9mm。農作物の被害面積6,050町歩・価額84万余円。このため災害復旧土木費に充当する府債62万円を起す)。 公報	
9・15 府米穀検査所、大6年度府下醸用米の生産地別調査を発表。 <sup>(4)</sup> 府農会報 314	
9・23 山城・丹波地方水害(農作物の被害面積4,425町歩・36万7千余円、被害は紀伊郡がもっとも甚大)。 府統計書 大9	
9・25 京都市公設小売市場として北野・川端・七条の3市場開設。 <sup>(5)</sup> 市学区大観、大京都誌	
9・下 市内の青物・鮮魚・塩干物などの小売商、営業妨害として公設市場設立に反対。 日出 10・2	
10・上 市公設市場、牛肉と木炭を販売。 日出 10・4	
10・一 郡市農会長会、麦検査の実施を建議。 府農会報 335	
11・11 南桑田郡千代川村信用購買組合、農業倉庫業を開始。 日出 11・20	
11・15 加佐郡農会、糸の火力乾燥試験を行なう(本年の生産検査までは不合格が少なくなつたが、以後は火力乾燥の普及の結果乾燥成績は良好となる)。 府農会報 326、330	
11・一 府農会、醸造米の販路拡張のため西の宮および伏見において醸造米品評会を開催し出品米を競売(以後西の宮・住吉では大14まで、伏見では昭5まで醸造米の販売斡旋を行なう)。 府農会史	
12・5 京都市農会技術員、肥料の購買・農産物販出等の統一を企画して市中の各地主会の復興を協議。 日出 12・6	
12・12 宮津区裁判所、8月中旬の加佐郡新舞鶴町、余部町の米騒動に關し47名を処分。 日出 12・13	

参 考	日 本
(4) 酒造米の生産地は、紀伊郡65,196石・加佐郡5,685石・天田郡5,544石などで、他府県からの移入量は兵庫13,582石・滋賀13,364石・大阪8,542石などが主なもの。これに対し醸造戸数の多い市郡は、紀伊郡35戸(85,309石)・京都市32戸(21,111石)・加佐郡26戸(5,855石)などで府総計で229戸(149,103石)。	10・31 米の輸入税免除(～大9・10・31まで)。その間オオムギ・コムギ・コムギ粉も免除品目に追加。
府下醸造家による批評は、醸造米として丹波米が最適であり。山城米がこれに次ぎ、丹後米はまだ批評もされなかった。丹波米中では南桑田郡・船井郡・天田郡産の大粒米が最良とされた。他府県産米では兵庫県が種類・品質ともに統一して搗減りも少なく最適。滋賀県産米は醸用にはむしろ不適であるが、容量豊富かつ安価のため経済上掛米に使用するという。	11・11 第一次世界大戦おわる。 この年 ▷ 農商務省に緬羊課を設置し、メンヨウ増殖計画をたて、25年間に飼育頭数を100万頭として毛織物原料の自給をめざす。大戦による輸入途絶対策。 ▷ 関西府県農会連合会、販売斡旋所を大阪市・神戸市に設置。
(5) 店舗は北野33店、川端28店、七条30店、各市場内部には3馬力の電動アンモニア圧搾冷却機が据えられ、魚・青物・肉などの保存用冷蔵庫が設けられた。3市場のうち新町頭、壬生、八条正面、下鴨、船岡、田中などに開設。	▷ 鳥取県において和牛改良について初めて標準体型を定める。以後各県もこれにならい、和牛改良は本格的な動きをみせる。
(6) 同郡馬路村の小作争議とともに府下において最も早い小作争議である。地主側は小作人側の小作料減額の要求に応ぜず完納させ、ただ奨励の意味で小作料の8～12%の一時的減免を認めて解決、以後の柏原、篠村、南桑田郡への争議拡大の指導者となった山村仙太郎、木村忠一(のち府会議員)らが中心となつた。	▷ 愛知県農事試験場水野夏一、動力脱穀機に選別用唐箕をつけた動力脱穀機を試作。

京	都	府
1・一 何鹿郡物部村に奨農会設立（地主小作関係の協調と農事改良。昭5組合員70戸、30町歩）。 府農会報 467	5・一 京都府山林会、公益社団法人に変更。 府山林会報	
2・4 府、各都市長に糧食の自給確保のため米麦代用食・補助食を督励するよう通牒。 公報 2・25 耕地整理費補助規則改正（5町歩以上の開墾・千拓・埋立・開田は設備費・工事費の80%以内を補助するなど。大13・7・29改正）。 府令 6号	6・21 水害防禦規程（10郡57町村の水害予防組合地域を定め水防組その他の施設を設ける）。 府令51号	
2・27 北桑田郡実業講習所設立（大11・4廃校）。 北桑田郡誌 近代篇	7・1 府米穀検査所は府穀物検査所と改称。 告示321号	
2・一 第1回2府3県（京都・大阪・滋賀・奈良・兵庫）茶業連合会代表者会開催。 府茶業史	7・15 府水産講習所、漁業法規・漁業組合共同施設に関する漁業講習会を開催。（～19日）。 公報	
3・7 府、農家に米麦その他農産物の販売数量を増し、雑穀・芋類等の代用食を奨励。 公報 3・17 府、種牡牛の飼養管理向上を目的に定期検査を実施。（～4・13）。 日出 大9・1・13	7・24 相楽郡、麥作增收・俵麦品評会を開催（このころ各郡町村に麦作品評会開催される）。 府農会報 325	
3・20 綾喜郡三山木村の林熊三ら、農民の普通選挙期成有志大会を開く。 日出 3・23	8・3 市公会堂において節米・代用食講演会（陸軍少将石川潔太の玄米馬鈴薯油揚げパンの演述など）。 公報	
3・一 公有林野造林補助規則制定。 府令13号	8・5 府、節米奨励の告諭を発し米価調節を図る。 告諭 1号	
3・一 荒廃地復旧費補助規則制定。 府令14号	8・12 実業補習教育施設要項を定め、町村小学校に農事補習学校の付設を奨励。 訓令32号	
4・1 府立城丹蚕業講習所、府立城丹農業講習所と改称（大13・3・31廃所）。 告示185号	9・15 府畜産組合連合会、第3回府畜牛共進会を舞鶴にて開催。 <sup>(1)</sup> （～19日）。 府農会報 327	
4・1 久世郡綠肥奨励金交付規程施行。 久世郡会誌	10・4 第36回大日本農会、市公会堂において開催。 同上	
4・1 久世郡茶園病虫害駆除予防奨励金交付規程施行（実施は郡長の指揮監督を受ける）。 久世郡会誌	10・24 関西府県農会連合会、和歌山で開催（自作農・小農奨励の方策などを協議）。 府農会報 328	
4・27 何鹿郡東八田村上杉の灌漑用溜池「鶴の池」完成（同地出身の時岡鶴吉が私財2万数千円を投出して築造、大7・9着工、堤高10m、堤長63m、貯水量4万2千m³）。 毎日昭45・2・27	10・28 友愛会主事高山義三ら、南桑田郡18力村の小作人を組織して亀岡町に南桑田小作連合会を結成（わが国最初の小作人連合団体）。 日本農民運動史・農民組合運動史	
4・一 府農試場内に茶業部を設く。 府農試要覧	10・30 府農会、稲作立毛共進会規程を設けこの日から南部共進会を開催。 府農会報 326	
5・上 伏見町会、伏見公設市場の設置案を否決。 日出 5・9	10・一 府農試、宇治町に茶業部を移し、木幡に茶園を設く。 府農試沿革抜粋	
5・19 府種畜場、広島県の神石牛を種牡牛更新の目的で移入。 府農会報 324	11・一 政府、耕地拡張の開墾助成法に基づき京都府においては巨椋池を選定し、干拓計画書を編成。 巨椋池干拓誌	
5・24 第41回郡市農会長会、府知事に農用車の取扱と免税を建議。 府農会報 323	12・26 府、郡市長に粗悪肥料の出廻りに注意するよう通牒。 農7822号	
5・一 何鹿郡山家村に山家機業（株）設立（帶地生産を中心、資本金6万円）。 山家村誌	12・一 京都府山林会、船井郡桧山村で枝打間伐講習会を実施。 府山林会報 ↗	
5・一 何鹿郡農会・郡畜産組合、郡内農家に農繁期における役牛貸借の習慣の禁止をよびかける。 府農会報 323		

参	考	日	本
	(1) 出品頭数は97。乳用牛（ホルスタイン、ジャージー）は14頭で京都市、葛野郡、南桑田郡が主。改良和種は83頭で天田郡、加佐郡、与謝郡などが主。審査員長の農商務省畜産試験場技師羽部義孝の概評によれば、種牛を府外に求める弊害を除去して産牛地の確立をはかること。和種牡牛の体験については、「牡相を呈せず品位を欠けるもの粗野なるものあり。概して体験優良なるもの多きは貴するに足ると雖も、往々前がちにして均称宜しからざるものあり、体験浅く長脚にして而も平肋のもの多きは特に注目に値すべき点なるべし。	4・5 開墾助成法公布（土地利用促進事業に費用の6%以内の助成金を交付）。	
	(2) 「第一条・本会は田の自作拡張を奨励し、本区の農業を振興せしむるを以て目的とす。第二条・本会は本区に於て田地租十円以上を納むるものと雖も二反歩以上小作預けとなし居るものは本会に加名する義務あるものとす。第六条・本会員は自家労力に堪へ得る限り極力自作を拡張し、併せて産米の改良增收を図り自ら率先して其模範を示す事。第七条・本会員は明年度より各自現在の耕作反別の外に一反歩以上増耕する事。但し田地租四十円以上を納むるものは二反歩以上増耕する事。第九条・本会員にして自作を増すものは其反別一反歩に付金二円の奨励金を交付す」	4・17 農商務省、主要食糧農産物の改良増殖奨励規則を公布。	
↗ この年		4・17 農商務省、畜産奨励規則公布。	4・一 米国からの受注増加で生糸市場活況に転ずる。
	△ 与謝郡蚕糸同業組合、全芽育の普及にのりだす（交雑法改革と共に養蚕業の二大革命といわれ、労力節約に寄与することが多大）。与謝郡誌	5・5 樹苗養成奨励規則制定。造林用苗木養成の奨励始める。	5・一 米価騰勢顯著（大9初めまで上昇傾向続く）。
	△ 南桑田郡農会、米作增收品評規程を設ける。 丹波及丹波人	6・1 鉄道院、米価調節のため、米の貨物運賃3割引下げを実施（～7・31）。	
	△ 府農会、蔬菜種子自給採種園を設置（聖護院ダイコン・白首宮重ダイコン・漬菜などの生産・経営改良を企画し、昭18まで継続）。府農会史	9・27 共同漁業（株）設立（田村汽船漁業部の改組。本社神戸、資本金500万円。昭12・4・1日本水産（株）と改称）。	
	△ 竹野郡溝谷村地主会、自作奨励会規程を設け以後3カ年実施。 <sup>(2)</sup> 府農会報 322	11・28 大豆・生牛肉・鳥卵・綿織糸・綿織物輸入税減免令公布（大9・11・30まで免税。期限延長を重ね同13・3・31まで継続）。	
	△ 与謝郡各町村農会の主要事業は稻作增收、綠肥栽培奨励、副業奨励としての桑園改良と畜産、小作保護奨励、柴草山整理など。府農会報 325	この年 △ 静岡県金谷町の郊外に農商務省茶業試験場創設。	
	△ 宮部庄吉（舞鶴）・南庄治（宮津）ら、鳥取県の底びき2隻出漁に刺載され20t 25馬力漁船を建造し事業開始。府水産史年表	△ 帝国森林会設立。	
	△ 丹後沿海、大正初期の不漁期を脱してマイワシ・マサバ主体の好漁期を迎える。府漁業の歴史	△ 臨時国民経済調査会、本邦各地の気温・日照の資料を公表し、イネ作と気象との関係を検討する便宜を与える。	
	△ 竹林同業組合設立。府山林会報		

京	都	府
1・27 船井郡立実業学校卒業生400人、同校の甲種昇格を郡会に請願。 日出 1・29	5・11 府穀物検査規則を制定(大4京都府米穀検査規則改正)。 府令44号	
1・下 市区改正第1期道路拡張計画発表され、これにより衣笠・朱雀・西院・七条・東九条・西九条などの田畠200町歩が潰れ、同地の小作人は転業の止むなきに至る。 日出 2・2	5・下 山城地方を中心に麦の広播法実施(10~20%の增收の見込)。 日出 5・26	
1・下 宇治郡山科村上花山の村民、東海道線付替工事により用水の東山トンネル漏水に困惑。 日出 1・27	6・8 大4以来の米穀の俵装方法改正。 告示296号、訓令33号	
2・2 第3回関西茶業同盟大会、府庁で開催。 日出 2・3	6・11 穀物検査標準査定規程制定。 告示300号	
2・3 相楽郡立農林学校、第1回副業生産品評会・第6回米作増収田成績品評会を開催。 日出 2・5	6・12 有限責任何鹿郡信用購買販売組合連合会設立(昭8・9)。 府産業組合史	
2・10 葛野郡竹林同業組合設立。日出 2・14	7・20 府漁業組合取締規則改正。 府令64号	
2・12 中郡蚕種(株)設立。 日出 2・15	7・下 府水産講習所、丹後海のブリ調査。 日出 7・31	
2・一 府山林会、北桑田郡知井村他12カ所で林業講話および実地指導を行なう。 府山林会報	8・一 府山林会、吉野林業視察。 府山林会報	
2・一 府山林会、天田郡金山村で製炭講習会を開催。 府山林会報	9・18 郡是製糸(株)、京都出張所設置を決める(四条東洞院の敷地買収、郡是が京都にのりだし他の生糸業者に脅威)。 郡是製糸60年史、日出 9・28	
3・5 茶畠整理奨励規程を定める。府令12号	9・上 府、巨椋池干拓を3カ年継続・予算100万円で施行を決める。 日出 9・7	
3・5 蚕業に関する町村蚕業専任技術員の設置補助交付金規程を定める。 府令13号	10・21 山城搾乳畜産組合第1回乳牛品評会開催。 府農会報 340	
3・9 府立農事試験場の農業練習生採用規程制定。 告示10号	10・25 府農会、政府へ米価調節につき建議。 府農会報 339	
3・9 発動機付漁船奨励規程制定。府令14号	11・10 全国製糸業者大会の決議により郡是製糸(株)は、11月末日から78日間操業休止。 郡是60年史	
3・16 船井郡蚕糸同業組合など、大規模な高等蚕業講習会を開催。 日出 3・17	12・2 関西府県農会連合会(神戸市)、米の投売防止を決議。 府農会史	
3・23 府畜牛飼養管理共進会規程を定める。 告示135号、府農会報 334	12・3 府農会、郡市農会に米投売防止運動の実行を通牒。 府農会史	
3・26 乳用種牡牛購入補助規程を定める。 <sup>(1)</sup> 府令19号	12・5 府農会、米価暴落の救済策を検討し、最低価格1石35円を決議。 <sup>(2)</sup> 府農会報 341	
3・一 府山林会、久世郡宇治町の宇治川堤道に風致樹を植栽。 府山林会報	12・11 府下茶業組合長ら、荒廃茶畠の整理・共同製茶の普及などを決議。 府農会報 341	
4・1 郡部府税賦課規則施行細則の一部改正により蚕種税を新設。 府令20号	12・18 府農会、第2回米価維持協議会を開催し米の共同販売による投売防止の徹底を決議。 <sup>(3)</sup> 府農会報 341	
4・1 南桑田郡立農学校開校(大11府へ移管)。 丹波及丹波人、南桑田郡誌	<b>この年</b>	
4・1 相楽郡稻田村植田に植田農事改良実行組合設立(糸の共同調整・生産物の共同販売・害虫駆除など。昭5組合員63戸、57町歩)。 府農会報 467	▷ 北桑田郡において赤態に清廿号を交配し蚕の一代交配飼育はじまる。 北桑田郡誌 近代篇	
4・2 蚕糸業法施行手続を定める。 府令32	▷ 府農会、郡町村農会に第2次麦採種圃を設置(計25町歩)。 府農会史	
4・上 丹後峰山地方の機業家、原料糸の高値と工賃の騰貴により休業者続出。 日出 4・9、6・1	▷ 愛宕郡修学院村一乗寺の西川三四郎ら、ガラス障子を用いた聖護院キウリの促成栽培を工夫。 このころ一乗寺では支柱立て栽培を開始。 近郊蔬菜作の変遷	
4・一 京都市に衣笠蔬菜出荷組合設立(昭5組合員80戸、耕作反別56町歩)。 府農会報 467	▷ 府山林会、南桑田郡篠村にマツタケ発生試験を開始。 府山林会報	

参 考	日 本
(1) 船井郡高原村の府種畜場が大6年度限り廃止され、与謝郡筒川村へ移転されて以来、和牛中心の畜産政策がとられ、乳用牛の保護奨励は中絶状態であったため、その保護に取り組んだもので、畜産組合又は郡市農会においてホルスタイン又はエアーチャーの血統明確にして生後18ヶ月以上36ヶ月未満の種牡牛を購入するとき補助金を交付するもの。	1・21 生糸相場高騰し上一番4,350円、横浜生糸取引所開設以来の最高値、以後下落。
(2) 府農会の決議事項。	5・6 農商務省、愛知県農事試験場水野夏一に動力農具研究を委託し、この日同場で研究会を開催。
① 米価一石三十五円をもって最低価格とし、それ以下においては売却しないこと。	5・10 東海大洋漁業(株)第二太洋丸初航海し國產初の漁船用ディーゼル機関を装備。
② 前項の目的を達するため、各町村又は部落において投売防止の申合せをすること。	7・25 母船式漁業取締規則公布。
③ 農会は産業組合・地主等と提携して極力資金融通の途を講ずること。	7・27 公有林官行造林法公布。
④ 各級農会は各適当の方法によりその趣旨の実行に努めること。	7・一 第1次大戦恐慌による米価暴落に対処するため、臨時蚕業資金の制を定めて、勧業銀行を通じて1,000万円の低利資金を供給。
⑤ 本決議は本月12日に実行すること。	8・29 岡山県農会、動力公開試運転会を行なう。和田又吉、馬場製作所、松本鉄工所が出品。後2者はこの年国産小型動力機の開発に成功(～30日)。
これに基づき各郡農会は12・7ころから投売防止の救済策を決議し、愛宕郡農会は米価の回復するまで地租延納を決議し政府に要望する。	9・25 第2次帝国蚕糸(株)設立。戦後恐慌による糸価暴落に対応する業者のシンジケート組織。これに政府、5,000万円の低利融資を行なう。
(3) 米価維持協議会の決議事項。「一、郡農会は直に町村農会長其の他有志協議会を開いて一層結束を鞏固ならしむること。二、所期の価格に達した時は平均売を実行せしむるため、農会に於て共同販売を斡旋すること。三、共同販売は先づ小作及自作農の希望者をして出穀せしめ、地主は成るべく持久せしむること」。	10・31 米穀関税(大7・10廃止)を復活。
12・一 山林局長通牒によって委託林設定方針を道府県に示す(林産物を国有林野に得て生活している山村に山林を委託林とすることを内容とし、東北救済策の一つ。委託林設定は500町以内とする。主として自家用薪炭材用)。	11・27 農商務省、小作制度調査委員会を設置。(大10以降の農家経済調査と小作慣行調査はこの決定に基づくもの)。
12・一 帝国農会、米投売防止を政府に建議(これよりさき、米価急落の勢いのなかで岡山・愛知両県農会、滋賀県農政俱楽部が米1石35円以下売止めの決議をし、20余府県が同調。米不売同盟または米穀売留運動ともいう)。	12・一 帝国農会、米投売防止を政府に建議(これよりさき、米価急落の勢いのなかで岡山・愛知両県農会、滋賀県農政俱楽部が米1石35円以下売止めの決議をし、20余府県が同調。米不売同盟または米穀売留運動ともいう)。
<b>この年</b>	
▷ 朝鮮の産米増殖計画開始。	
▷ 北海道において土地改良補助規程を公布し、2万3,000町の補助排水計画をたてる。	
▷ 勘業銀行、自作農貸付手続をもうけ、小作者の土地購入に便宜を与える。	
▷ この年ビーマン・ユーチリター小型トラクタ輸入され、渡辺弁三は最初のゴムロール式根摺機の特許をとり、兵庫県古賀浅吉は三徳鍬を考案。	
↗ ▷ 府山林会、北山杉丸太に対する人工皺紋の試験を、葛野郡中川村新谷善太郎に委託(昭8成功)。 府山林会報	
↗ ▷ 赤沢忠次、湖産稚アユ2,000尾を安曇川から犬飼川へ移植放流(これが最初)。 府水産史年表	

京 都	
1・11 京都市、参事会に中央市場経営要項を提案（わが國最初の公営中央卸売市場の構想）。 市中央卸売市場30年史	7・20 葛野郡川岡村川島に桂瓜の販売加工を目的とする産業組合設立（昭5の組合員86戸、5町歩）。 府農会報 467
1・一 府山林会、製炭法講習実施。また林業講話会開催。 府山林会報	8・一 宮津魚仲買組合、組織を強化して仕切の不正など改革問題に対処。 府漁業の歴史
2・8 加佐郡信用購買組合連合会設立（～大12）。 府産業組合史	9・25 府下大水害、紀伊・天田・加佐郡の被害甚大。死者15名、流失210戸、浸水15,000戸など。 府統計書 大10
2・上 船井郡富木村字西田に耕地整理に起因する小作争議おこる。 日出 2・8	9・下 熊野郡会、郡立農林学校の府移管を府に陳情。 日出 9・26
2・17 愛宕郡修学院村に一乗寺農事改良実行会設立（農作物栽培法改善・共同購入等。昭5の組合員23戸、10町歩）。 府農会報 467	9・一 府農会、動力農機具購入斡旋を開始。 府農会史
2・18 府立農林学校学則改正され、授業料年額府内出身者は30円、府外出身者は40円となる。 告示100号	10・一 南桑田郡柏原の田村菊次郎ら、共同出資で貨物運送業を開始。 篠村史
2・19 何鹿郡口上林村に忠実行会設立（稚蚕の共同飼育・柿栗栽培奨励を事業。昭5の組合員46戸、39町歩）。 府農会報 467	11・上 久世郡宇治町の小作争議、小作料2割減の町長仲裁案により解決の兆し。 日出 11・12
3・1 京都市、市内に巡回市場を設置（食糧品価格の調節と地理的に公設市場を利用できない者の便利のため）。 市中央卸売市場30年史	11・22 府漁業取締規則改正。 府令97号
4・1 久世郡、畜牛奨励金交付規程を施行。 久世郡会誌	11・下 府会郡部会、巨椋池干拓打切りを問題とする。 日出 11・29
4・1 京都市内に下鴨農友会設立（種粒の塩水選・温湯浸法・糲摺等の事業。昭5の組合員78戸、34町歩）。 府農会報 467	11・下 葛野郡嵯峨村の小作人、米の不作により小作料3割減免を要求して紛争。 日出 11・25
4・一 京都大学農学部附属芦生演習林、北桑田郡美山町芦生に地上権を設定（大12演習林事務所完成）。 北桑田郡誌 近代篇	12・中 緑喜郡有智郷村の小作人、小作料軽減要求が地主側に容れられず一致して稻扱きを中止。 日出 12・17
4・一 郡は製糸（株）、本年春蚕から出口式多桑飼育法の採用を決定。 <sup>(1)</sup> 郡是60年史	12・中 紀伊郡竹田村の小作人、水害による減収を理由に小作料軽減を地主側に要求。 日出 12・20
5・下 宇治茶業試験場、機械茶製造に成功。 日出 5・27	12・27 天田郡木炭同業組合設立。 公報 この年 ▷ 水害による不作で小作料減免をせまる地方が多い。
5・一 何鹿郡山家村下原・上原・鷹栖三部落入会山（76町歩）の分割なる。 山家村誌	▷ 中郡新山村農事研究会設立（農家青年有志により水稻石灰施用試験など）。 府農会報 372
5・一 与謝郡江尻漁業組合、府中村に水産技手をおきイワシ搾粕製造業を開始（与謝郡沿岸は江戸初期から「砂干鱈」の製造がさかんであったが、共同販売により実績をあげる）。 府漁業の歴史	▷ 南桑田郡農会、麦作增收規程を設ける。 丹波及丹波人 ▷ 緑喜郡青谷村、特産の梅の栽培奨励のため試験地を設置。 日出 大14・1・16 ▷ 丹後海の機船底曳網漁業最盛期。 府漁業の歴史 この年ごろ ▷ 紀伊郡東九条村の主作はネギ栽培から金時ニンジンにうつる。 近郊蔬菜作の変遷 ▷ 北桑田郡神吉でトマト栽培軌道にのり、以後「神吉トマト」の声がかかる。 北桑田郡誌 近代篇
6・8 府産業部、米穀法実施による食糧局の米買上げにあたり穀物検査員を召集し、府下産米の声価を高めるため厳正な米穀検査の実施を訓示。 日出 6・9	
6・一 府農会、市中に米穀販売斡旋機関設置の必要から京都米穀委託販売会を京都取引所倉庫内に設ける。 府農会報 403	
7・10 山城地方水害。（～13日）。 府統計書 大10	

参 考	日 本
(1) 明治から大正にかけての養蚕飼育は、乾燥を第一として蚕室を密閉し、温度を上げて乾燥桑を少食せしめるという西ヶ原式が一般的であったが、この飼育法は貧食性の一代交雑蚕品種には不適で指導員の指導は実を結ばなかった。何鹿郡吉美村の出口吉三郎は、多年の実際の経験から從来のやり方とは全く反対に「飽食せしめ生桑をやれ」との画期的標語の下に、蚕作の安定をかち取り、飼育法を根本的に改革した。郡は製糸は直ちにこの方法を採用し、この年以來取引養蚕家に奨励普及させ、のち改良を重ねて「郡は育」を完成する。 (2) 第1次大戦後期の米価高騰、戦後恐慌期の急落のなかで前者に対しては米騒動、後者に対しては米不賣運動という社会的な反応が生じ、とくに地主層の不賣運動が、米の需給調節に政府を乗り出させ、この法施行となつた。	2・21 北海道蜂須賀農場の小作人150人余、小作料減額を要求し事務所を襲撃。 2・一 全国蚕糸業大会を機に養蚕家代表が蚕糸業同業組合中央会からはなれて、全国養蚕組合連合会を設立。 4・1 農商務省、肥料改良奨励規則を公布。 4・4 米穀法公布（目的は米穀需給調節、6・10米穀の政府買上げ実施）。 <sup>(2)</sup> 4・11 水産会法公布、大11・4・24帝国水産会設立。 5・7 臨時米穀管理部を廃して、農商務省に食糧局を新設、米穀法の施行、その他主要食糧の需給調節、および耕地に関する事務を扱う（大13・12廃止）。 5・12 日本勵業銀行と農工銀行合併。 6・8 農商務省統計報告規則制定（調査機構を確立し、市町村を調査区に分け調査員をおき、被害調査・収穫予想調査を充実し、実収調査に実測方法を採用）。 6・18 日魯漁業（株）設立（本社函館、資本金2,570万円、輸出食品（株）・堪察加漁業（株）・旧日魯漁業（株）の合併による）。 9・22 機船底引漁業取締規則制定。 9・26 近畿・北陸地方に台風被害。 9・一 生糸価格上昇。12月、上一番2,030円の高値となる。 10・15 岐阜県、小作争議取締りのため、警察犯処罰令に追加条項を制定（いわゆる農業警察令、のち10県で制定）。 11・22 米穀輸入税免除令公布（大11・10・31まで免除）。 12・26 東京南多摩郡小宮村の小作人50人余、小作料3割減を要求し小作地返還（大11・5要求貫徹し解決）。 この年 ▷ 北海道第2期拓殖計画の一環として、1団地300町（集水面積500町以上）の排水事業は国で行ない、それ以下の事業で30町以上に対して補助金交付を決める。 ▷ 三重高等農林学校設立。 ▷ 岩手県、全国にさきがけて木炭県営検査。 ▷ 寺尾博、水稻の耐寒品種「陸羽132号」を交配、育成。

京 都 府	
1・上 緹喜郡有智郷村の小作争議、郡長・郡農会長の調停不成立。	日出 1・14 止を決定。
1・一 府農会第12代会長に若林来藏就任(～大11・10)。	府農会史 青果菜物市場を開設。
1・一 府茶業組合連合会議所、製茶機械の改善をはかる。	府茶業史 府農会報 467
2・10 副業奨励規程制定(交付額は所要経費の1/2以内とし、奨励金は各種公共団体その他に対し副業奨励上適当と認める事業をなすものに交付)。	府令13号 日出 2・28
2・下 久世郡大久保・久津川・寺田・富野荘4カ村の地主と小作人、巨椋池に注ぐ古川の改修と排水工事のため一致して耕地整理組合を組織。	府農会史 日出 2・28
3・7 天田郡信用購買組合連合会設立(～昭8・3)。	府産業組合史 日出 4・14
3・8 府水産業組合連合会、府水産会と改称(郡水産業組合連合会も水産会と改称)。	帝國水産会沿革誌 府農会報 363
3・25 府、農事改良の実行成績優秀な組合を表彰。 <sup>(1)</sup>	公報 4・14
3・一 府農会、都市町村農会技術員講習会を開催。	府農会史 日出 10・27
3・一 葛野郡松尾村に山田筍出荷組合設立。	府農会報 467 日出 4・21
4・20 府農会、地主小作人間の融和策を検討。 <sup>(2)</sup>	府農会報 467 日出 4・21
4・22 南桑田郡馬路村農事実行組合設立。	府農会報 467
4・一 府農会、自動耕耘機などの共同購入斡旋をはじめること。	府農会報 357
4・一 京都市内西京農友会設立(蔬菜の出荷販売、発動機による粒搗事業)。	府農会報 467
4・一 船井郡胡麻郷村に東胡麻区農会設立(畜牛肥育、自給肥料増産、米增收、動力農具の共同購入事業)。	府農会報 467 日出 6・27
6・27 関西府県農会連合会、兵庫県にて開催。	府農会報 360
6・一 郡是製糸(株)、輸出生糸春糸一等格以上のものにつき洋儀取引開始(第三者検査によらず品質検査・秤量検査を自ら行ない、品種・商標・量目につき責任をもって自ら保証する洋儀取引を行ない、原標取引とも称された。昭2・7・1輸出生糸検査法の実施により以後輸出生糸はすべて国立検査所の正量検査を受けることになった)。	郡是60年史 日出 12・4
7・上 熊野郡農会・郡牛馬商組合は、犢牛の任意売買を防止するため產犢市場以外の売買禁	府農会報 371

参 考	日 本
(1) 所在地 久世郡佐山村 相楽郡稻田村 相樂村 南桑田郡龜岡町 船井郡東本梅村 富本村 天田郡中夜久野村 同 加佐郡西大浦村 与謝郡筒川村 熊野郡海部村	組合(又は会)の名称 佐山研農会 植田第二農事組合 大里北部農事小組合 上矢田耕德会 南大谷農事実行組合 青戸農声会 上日置農蚕改良組合 佐名島共同苗代組合 佐波賀園芸組合 河来見部落農会 島農友会
(2) 大正10年中の小作料減免要求件数が253件に及んだに鑑み、融和策として次の7点を検討した。 ①農民利益の保全・伸長のため各方面に活動すること。 ②農業經營の改善、ことに改良農具の普及により農業労働力の不足を緩和し、耕作規模を可及的に拡大すること。 ③農事小組合・部落農会の農事改良活動を促進すること。 ④小作人の人格を認め時代思想を導入し、社会上の待遇を改善すること。 ⑤自作農創設に意を用い備荒準備をすゝめること。 ⑥地主自ら農業經營を垂範すること。 ⑦農業共同經營を工夫すること。	2・23 北海道神楽村御料地の小作人300人、親小作の廃止、小作料の軽減を要求。8月、協調的農業委員制の成立で妥結。
(3) これより先、葛野郡嵯峨村の森英吉は、京都市の国領五一郎・辻井民之助・奥村甚之助・水谷長三郎らと連絡して労農会を組織し、労働運動に着手したが、大正10年ごろから付近の小作人を引入れて農民にたいする宣伝活動を行ない、日本農民組合と連絡して各地の争議を指導して活躍していた。緹喜郡都々城村では、小作人が不作を理由に10年度小作料3割減と小作料永久2割減を要求していたが、なかなか解決しないので日農に指導を求めた。他方地主側は国粋会に頼んで対抗し、紛糾のすえ、ここに10年度小作料の2割減と小作料の改定を行なって解決した。これは周囲の農村に大きな反響を与え、その後続々と日農支部が生れ、争議が増加した。(「農民組合運動史」)	4・9 日本農民組合創立大会神戸で開催。
(4) 本農長会の決議事項。 ①農村の負担軽減を期し、とくに小農の租税公課を減免すること。 ②自作農の維持増加を図るため家産法の制定を促し、低利資金の供給を潤滑にすること。 ③農村教育を改善し、農業思想の普及徹底を期すること。 ④米穀法を適切に運用すること。 ⑤市郡間の選挙権の不公平を匡正すること。 ⑥農民の政治的自覚を促し、将来一層農業に理解ある議員の選出に努めること。	4・12 農会法改正公布(農会費の強制徴収制採用、補助金の増加、小作調停仲裁事業の公認など、明32農会法の改正。大12・1・1施行)。
(5) 「索緒」とは、繭を煮てそれから引き出すべき糸のいとぐちをさがし求めること。索緒工を5～6釜に1人の割合で配置した。大14に索緒機が発明されて索緒工が廃止された。	4・一 生糸市況好転(1月下旬からの値崩れとまる。10月、上一番2,210円の高値出現、大12年春まで好況続く)。
この年	8・17 有島武郎、北海道の狩太農場400町歩を小作人に無償提供。
△ 簡易生命保険積立金の一部を低利年賦資金として融資して自作農創設事業を始める。	9・一 米穀検査事業の全国的統一をはかるため、農商務省主催で穀物検査会議を行なう。農務局農産課に穀物検査主任職員をおく。
△ 富山県、小作米希望検査制を実施。	9・一 小作制度調査委員会小作調停法案(42条からなる)を答申、政府多少修正して第40帝国議会に提出、審議未了となる。
△ 北海道土功組合の更生策として、火山灰の水田をもつ土功組合に限り、床締補助金必要経費の50%を交付することとする。	この年
△ 宇都宮高等農林学校創立。	△ 簡易生命保険積立金の一部を低利年賦資金として融資して自作農創設事業を始める。
△ 林業教育習得者の職能団体として、興林会結成。	△ 富山県、小作米希望検査制を実施。
△ 大8設立された長野県の西天竜耕地整理組合、用水路建設に着工、取入れ口にローリングダムを設け、幹線路は全部コンクリート工、配水槽を備える。	△ 北海道土功組合の更生策として、火山灰の水田をもつ土功組合に限り、床締補助金必要経費の50%を交付することとする。
△ 農商務省、大型6台・小型2台の動力耕耘機を輸入し、その比較試験を東京府農事試験場に委託。すべて実用に適さぬものと判定。	△ 宇都宮高等農林学校創立。
△ 帝国農会総会において、自作農創設維持の建議きまる。	△ 林業教育習得者の職能団体として、興林会結成。
△ 生糸輸出量・価額ともこれまでの最高を記録(輸出総額の41%を占める)。	△ 大8設立された長野県の西天竜耕地整理組合、用水路建設に着工、取入れ口にローリングダムを設け、幹線路は全部コンクリート工、配水槽を備える。
△ 第1回全国農政記者大会、岡山市にて開催。	△ 農商務省、大型6台・小型2台の動力耕耘機を輸入し、その比較試験を東京府農事試験場に委託。すべて実用に適さぬものと判定。

京 都 府	
1・8 郡は製糸(株)、綾部の蚕種(名)大成館と舞鶴の信一蚕種(株)を吸收。 日出 1・14、郡は60年史	4・25 加佐郡東雲村農会、農家副業に養豚を奨励して養豚組合を組織し、この日鳥取県西伯郡からヨークシャー種仔豚72頭を1頭平均13円にて購入。 府農会報 371
1・11 巨椋池沿岸5カ村、府営打切りの巨椋池干拓事業を地元組合で遂行することを決議。 日出 1・12、巨椋池干拓誌	4・1 船井郡東本梅村農事協和会設立。 府農会報 371
1・15 綾喜郡多賀村の小作人、農民組合に関する相互親睦・村自治に貢献する目的の小作人組合を組織。 日出 1・19	4・1 郡制廃止(大12・4・1)にともない加佐・何鹿・船井・南桑田・葛野5郡に設置の産業組合専任主事補を府に移管。新たに府下を4区域に分かち、4名の主事補を区域内中央の郡役所に配置。 府産業組合史
1・中 綾喜郡多賀村小作争議解決。 日出 1・12	4・1 府農会、新舞鶴町において丹後5郡技術員大会を開催。 府農会史
1・23 各郡立実業学校(木津農・龜岡農・須知農・河守蚕業・久美浜農)すべて府立となる。 告示33号	4・1 京都市下京区に御所ノ内農友会・唐橋農友会設立。 府農会報 467
1・1 京都青果問屋組合連合会設立。	4・1 何鹿郡綾部町に野田实行会設立。 府農会報 467
1・1 市中の屎尿は有料汲取となり、汲取った屎尿は農会その他へ売却。 大京都誌	5・上 養鶏・養鯉など農家副業進展。 日出 5・4
1・1 葛野郡嵯峨村に日本労農同盟会成立(委員長森英吉・機関誌『同志』)。 農民組合運動史	5・12 府茶業組合連合会議所、標準茶の査定を開始。 日出 5・14、府茶会史
2・1 舞鶴の発動機船利用漁民、大10・11農商務省近海漁業保護のための発動機漁船の漁区制限令により大恐慌をきたし、反対運動を開始。 日出 2・25	5・22 府蚕業取締所久美浜支所開設。 日出 5・25
3・2 北桑田郡木炭同業組合設立。 告示134号	5・1 京都市下京区に御所ノ内農友会・唐橋農友会設立。 府農会報 467
3・17 南桑田郡農事研究会総会、稻作増収の褒賞を行なう。 府農会報 369	5・1 何鹿郡綾部町に野田实行会設立。 府農会報 467
3・中 中郡峰山町長ら、経費面から郡町村農会の廃止を表明。 日出 3・18	5・上 養鶏・養鯉など農家副業進展。 日出 5・4
3・20 改良農具購入奨励規程制定。 <sup>(1)</sup> 府令21号	5・12 府茶業組合連合会議所、標準茶の査定を開始。 日出 5・14、府茶会史
3・27 日本労農同盟会嵯峨農民学校開校。 農民組合運動史	5・22 府蚕業取締所久美浜支所開設。 日出 5・25
3・下 乙訓郡農会、農家副業に養鶏を奨励。 日出 4・3	5・1 京都市下京区に御所ノ内農友会・唐橋農友会設立。 府農会報 467
4・1 府立農林学校を府立京都農林学校と改称。 告示35号	6・12 府生糸検査規則制定。府生糸検査所設置(生糸は生糸検査所の検査を受けるものとし、検査は原量・正量・練成・品位・撫糸油分の各項について行なう)。 府令61号、62号
4・5 相楽郡祝園村小作争議発生、永久3割減要求。 農民組合運動史	6・14 府生糸検査所、西陣織物同業組合事務所において開所(20日、西陣機業の使用する生糸を強制検査)。 日出 6・15
4・9 綾喜郡普賢寺村小作争議発生、永久1割5分減要求。 日本農民運動史	6・14 京都園芸クラブ発足(しろうと農園づくりなど、初代会長伯爵勧修寺経雄。会報『園芸春秋』は昭44までに552回発行)。毎日昭44・12・28
4・10 京都市大宮上野町の加茂藤三郎、北海道から百合種球をとりよせ栽植(京都市における和田百合栽培のはじめ)。 府農会報 380	6・15 府、地方改善奨励規程を制定。 <sup>(2)</sup> 公報
4・24 紀伊郡農会、農家副業として工賃60万円余に達する鹿子絞り競技会を伏見町にて開催(郡内の従業者は4,200人)。 府農会報 370	6・中 相楽郡祝園村の機械応用の耕地整理、引水の見込み立たず失敗。 日出 6・19
	6・22 山城地方水害。 府統計書 大12
	6・1 南桑田郡龜岡町在住の田中数之助ら地主3名、柏原の小作人山村仙太郎ほか39名を相手どり、11年度の小作米不足額合計32万石余の請求訴訟を京都地裁に提起(柏原争議事件はじまる)。 大阪朝日 8・19、篠村史
	7・4 郡は製糸(株)、北桑蚕種(株)と中郡蚕種(株)を吸収し、横浜出張所を設置。 郡は60年史

参 考	日 本
(1) 石油発動機・自動耕耘機などの購入につき奨励金を、前者は購入価格の1/6以内、後者は1/4以内において知事が定める。ただし町村・町村組合・郡町村農会・産業組合・10人以上をもって組織する農事団体に限り交付する。 (2) 実業教育の奨励・産業組合設置・授産場設置・小作農自作農の保護奨励・その他産業状態の改善を目的とする事業に奨励金を交付する。	1・4 紛争中の岡山県藤田農場(小作439戸、1,287町歩)、小作人の立入を禁止、小作側脱穀強行し50人検束(5・3解決)。 1・20 家畜伝染病予防法施行(明29の獸疫予防法の拡充)。 1・30 衆議院、憲政会提出の田畠地租2分減などの廃減税法案上程(2・10否決)。 3・13 農商務省、工船蟹漁業取締規則公布。 3・30 中央卸売市場法公布(11・1施行)。 4・1 陸軍省馬政局を廃止して、農商務省に畜産局をおく。 4・17 農商務省、地方長官に用排水改良事業補助要項を通達(府県の行なう土地改良事業に補助金を交付。昭15末までに540地区52万町歩)。 4・19 全国購買組合連合会設立(産業組合購買部門の全国組織) 9・1事業開始。 4・1 金岡甚三考案の穀物乾燥機(前出)の燃焼炉などに改良を加え、農林省式火力乾燥機を試作。
	5・8 小作制度調査会官制公布。大9の小作制度調査会を継承し、小作調停法・自作農維持創設小作制度改革の方策を諮問される。
	5・15 水産冷蔵奨励規則公布。 5・1 生糸市況悪化(4月末、上一番2,400円の高値出現後市価漸落)。
	6・1 農事電化協会創立(電力過剰と農村の労力不足・農具の動力化から農事電化の動き始まる)。 9・1 関東大震災。 9・11 米穀輸入税免除令公布(大13・3・31まで免除)。
	11・1 小作制度調査会、小作調停法案を答申。 12・1 東京築地魚河岸開場式。 12・20 産業組合中央金庫設立(昭18・9・15農林中央金庫と改称)。
	この年 ▷ 50町歩以上地主数(全国)、この年を頂点に以後漸減。 ▷ 岐阜高等農林学校創立。 ▷ 道府県の行なう稚蚕共同飼育所施設に対し政府が補助金を交付。 ▷ 大日本人造肥料(株)、関東酸曹・日本化学肥料を合併。 ▷ 日本窒素延岡工場、合成硫安の製造開始。 ▷ 佐賀平野で田植え期縦下げ、晚化栽培法開始。

京 都 府	
7・14 丹後地方水害。	日出 7・15
7・28 郡町村農長会、農会費賦課の制限額を倍額とすること、自作農創成に関する施設を講ずること、改良農具に関する試験研究の実施などを協議。	日出 7・30
8・3 府農会、自作農創成を知事に建議。	府農会報 373
8・4 久世郡農会、特産の蔬菜・果実奨励のため園芸品評会を開催し、消費者直売として卸売市場を開設。	日出 8・8、府農会報 372
8・上 郡町村農長会、知事および農商務大臣に自作農創成・農会法改正につき建議。	日出 8・5
8・16 熊野郡養鶏組合、第1回養鶏せり市を久美浜町で開催。	府農会報 374
8・20 柏原争議南桑小作人大会開催(龜岡町余部走田神社境内、日本労農同盟会の後援により同盟執行委員長森英吉、同京都支部長桂信三ら出席)。	大阪朝日 8・19、篠村史
8・24 第1回京都府農政俱楽部総会、市公会堂で開催(253名出席、この総会で帝国農政協会に加入を決議)。	府農会報 374
8・下 南桑田郡農政俱楽部設立(松尾茂美・栗山弥一郎・侯野昌平らによる)。	日出 8・28
9・11 府参事会、府生糸検査所の検査機械を神戸生糸検査所に貸与を可決。 <sup>(3)</sup>	日出 9・12
9・12 郡是製糸(株)、神戸出帆の第一船に生糸120俵を率先積込む(その後長井工場を除き全輸出生糸を神戸受渡しとする)。	郡是60年史
9・14 両丹地方水害。	府統計書 大12
9・14 郡是製糸(株)、神戸出張所設置。	郡是60年史
9・一 日本農民組合南桑連合会結成(会長畑与三郎)。	農民組合運動史
10・5 龜岡座にて地主団体南桑田郡農政俱楽部発会式。	大阪朝日 10・21、府農会報 375
10・18 日本農民組合葛野郡連合会結成(会長森英吉)。	農民組合運動史
10・20 柏原争議事件第1回口頭弁論。篠村史	
10・25 第1回近畿2府5県連合畜産共進会、東九条京都家畜市場で開催。	
	日出 10・26、府農会報 376
10・27 帝国農会総会、府会議事堂で開催され関東大震災の農村に及ぼす影響と救済につき政府に5大建議案提出を決議。	日出 10・28
10・一 与謝郡栗田村に小田宿野部落農会設立。	府農会報 467
10・一 竹野郡農会、綠肥栽培を奨励して横浜	

参 考	日 本
(3) 9・1 関東大震災により国立横浜生糸検査所が潰滅したため、臨時生糸検査所を神戸に開設することになった。9・12 神戸市で開催の製糸業者大会において、応急措置として神戸港から生糸を臨時輸出することを決議。	▷ 福岡県の戸畠鉄物(株)、アメリカから2名の技術者を招いてリミットゲージシステムによる石油発動機の量産に入る。久保田鉄工所(大阪)・発動機製造(株)(大阪)・山岡発動機製作所(大阪)なども同じころ大量生産開始。 ▷ ロータリー式動力耕耘機・平盤歯輪型畜力機など考案され、岩田式耕鋤機普及はじめる。
(4) 府下町村農会数264、農会総代表数5,200名。その内訳は地主1,246、自作2,725、自作兼小作750、小作471。ただし紀伊郡および京都市は総代表をとらなかった。	

京 都 府	
1・11 府農会、三部制撤廃を知事に建議（郡部農民の負担を市部と均衡させることを理由とする）。 府農会報 378	6・1 柏原の小作人、協議のうえすべての小作田地を地主に返還（地主田中数之助らは狼狽して郡農会に斡旋を依頼し、ようやく從来の小作関係に復帰）。 大阪朝日 6・13、篠村史
1・20 久世郡佐山村市田に市田同志会設立（共同精麥米・共同倉庫・共同出荷。昭5の組合員74戸、耕地88町歩）。 府農会報 467	6・17 綾喜郡都々城村小作争議激化、国粹会と争議団乱闘。 農民組合運動史
1・25 南桑田郡千歳村出雲小作争議解決（本年2割減免成立）。 日出 1・29	6・28 加佐郡東雲村上東農事共同組合、稻作の村内共同作業開始。 府農会報 386
1・1 府農会、農業經營改善（共同經營）奨励金交付規程を定める。 府農会報 378	6・下 南桑田郡馬路村・千代川村、旱害により水争い。 日出 7・1
1・28 相楽郡農会、農業共同經營奨励規程を設ける。 府農会報 380	7・11 綾喜郡都々城村上奈良小作争議、大阪赤化防止団の介入。 日出 7・13
2・1 府農会、農林省助成・帝国農会指導の下に農業經營調査を開始。 府農会史	7・31 相楽郡相楽村吐師の小作人組合、旱害で用水欠乏し、地主組合に揚水ポンプの購入を求める。 日出 8・9
2・8 久世郡佐山村小作争議、田村秀太郎ら地主側は田作1割・畑作2割5分減を表明。 日出 2・9	8・16 府立農事試験場山城分場、綾喜郡田辺町興戸に設立。 日出 8・17
2・20 何鹿郡山家・西八田両村入会山（138町歩余）の分割成る。山家村誌、何鹿郡役所の蹟	8・中 船井郡三ノ宮村、旱害による被害農民救済策として府に胡麻停車場線道路の改修着手を陳情。 日出 8・22
2・21 糸価暴落、製糸業者は生糸売上を実行。 郡は60年史	8・19 山城園芸場設置（綾喜郡田辺町）。 告示500号
2・22 優良乳用牛保留奨励規程制定。 府令10号	8・20 府農会旱魃被害調査（稻平年作3割以内の面積3,729町歩）。 府農会史
3・13 京都農政俱楽部、熊野郡農会で農政問題を講演し、以後各地で開催。 府農会報 381	8・22 府立農事試験場丹後分場、竹野郡深田村黒部に設立。 告示512号
3・20 久世郡久津川村農会、婦人農会を付設。 府農会報 381	8・22 農会法施行細則制定。 府令70号
3・25 全国製糸業者、4・3まで一斉休業。 郡は60年史	8・28 日赤支部で近畿府県農会旱害善後策協議会。 府農会報 386
3・25 自作農奨励資金貸付規則制定。 <sup>(1)</sup> 府令17号	8・29 府自作農奨励事業費貸付資金公債規則制定（50万円起債、通信省から借り入れ）。 府令76号
4・1 府立農林学校授業料改訂（管内出身者は年額40円・その他の者は50円）。 告示175号	9・21 府農会、第23回農談会を竹野郡深田村で開催（府農会主催による最後）。 府農会史
4・1 府信用組合連合会設立（組合員194）。 府産業組合史	9・25 関西府県農会連合会、日赤京都支部で開催され、知事・農商務省に旱害地助成、農会補助の増額などの建議をきめる。 府農会史
4・1 府立城丹農事講習所、府立城丹蚕業学校に改組。 告示125号	11・上 加佐郡東大浦村の田井・成生両部落、ブリ網敷設をめぐり紛糾。 日出 11・9
4・13 北桑田郡農民大会、立憲農民党を結成（「皇室中心主義・農業立国主義を以て興國の大本とす」を綱領）。 日出 4・14	11・29 愛宕郡木炭同業組合設立。 公報
4・1 天田郡菟原村製炭会設立（林野利用の普及・炭材林の改良・製炭技術の改善をめざす）。 菟原村史	11・一 日本農民組合相楽連合会結成（会長喜多梅吉）。 農民組合運動史
4・1 加佐郡倉梯村に倉梯村農産物出荷組合設立。 府農会報 410	12・11 南桑田郡篠村小作組合連合会結成。 篠村史
5・上 各農会・農政俱楽部、総選舉にのりだし推せん者（川崎安之助ら）全員当選。府農会史	12・22 府農会、農業經營改善奨励金交付規程を定め農業共同經營を奨励。 府農会史
5・24 南桑田郡篠村柏原争議事件落着（小作側が11、12両年度の不足小作料4石を納めることで地主側は訴訟を取下げ）。 篠村史	12・23 日本農民組合京都府連合会結成（嵯峨町公会堂にて挙行、会長森英吉）。 日出 12・25

参 考	日 本
(1) 自作農奨励のため町村又は産業組合に対し貸付され、同一町村に引続き3カ年以上居住し、所有および貸付を受けて購入維持する耕地を合わせて8反歩未満の者に転貸された。町村・産業組合の転貸資金は購入価額の7割以内とした。 (2) 動力農具宣伝（鴨緑江節） ○箱根山昔しゃ背で越す駕で越す 今じゃ寝ていて汽車で越す 文化農業の経営も いきな小型の発動機。 ○田畠はすべて牛馬の力を借りて 調整は流行の動力で そして夜分は主さんの 会報聞きつゝ針仕事。（以下略）	2・27 米穀輸入税免除令改正公布（免除期限を7・31まで延長）。 2・29 第3回日農大会、小作争議調停法案反対・耕作権確立を声明。 3・7 全国製糸業者大会、糸価調節策を決定（10日間全国一斉休業、八王子格2,020円以下では不売など）。 4・5 小作制度調査会、自作農地創設施設要綱答申案を可決（4・18同調査会廃止）。 4・9 日農、第1回農民デー挙行。 7・17 衆議院、農村振興建議案可決。 7・22 小作調停法公布（12・1施行）。施行に伴い小作官新設。小作官、小作調停委員候補者の調査をし、小作調停に際しては裁判所または調停委員会に対して独自の意見を述べ、自ら調停をなす。施行当初の調停委員総数1万2359人のうち地主44.4%、自作33.7%、自・小作6.5%小作13.9%、その他11.5%からなる。
10・1 新潟県下の農村で女子の出稼ぎ（女工）増加、地元青年の結婚難や帰郷女子の都会化傾向から反対運動おこる（このころ、各地で女工募集・引抜き激しく問題化）。	10・30 香川県太田村伏石の農民、地主の立毛競売に対し、無断刈取を断行。
11・1 全国山林会連合会結成。地方山林会の系統的中央団体として組織。	11・20 営林局署官制公布。従来の林区署制と異なり、営林局と営林署はそれぞれ直接に農商務大臣の管理に属し、監督機関と実行機関としての機能を分離、この月各営林局・営林署設立。
△ 綾喜郡有智郷村農会、果樹病害予防駆除試験地を設置。 △ 南桑田郡農会、缶詰エンドウを奨励し、ナス苗の共同購入を行なう。 △ 福井県のサバ巾着網漁法、はじめて丹後海に入漁。 △ 乙訓郡新神足村長岡の共益社、筍の共販に加え筍・エンドウの缶詰製造に着手し長岡農振組合と改称（組合員29戸、畑反別8町歩・筍産額3万8千貫、缶詰製造には組合員農家の婦女子が農閑期にあたる）。 △ 秋、綾喜郡大庄村松井小作争議。 △ 府農会報380号、「動力農具宣伝」歌唱を掲載。 △ 久世郡伊勢田実行会、稻抜き・糲搗り作業にかかわる米10石に対する改良農具使用効果を調査。	△ 農商務省、農事試験場のうち畿内・九州両支場を廃止。 △ 宮崎高等農林学校創立。 △ 全国養蚕組合連合会を帝國養蚕組合と改称。 △ 秋田県、「陸羽132号」を奨励品種に決定。このころから、水稻第2次統一品種（旭・銀坊主・陸羽132号）の普及はじめり、昭5ころに第1次統一品種と交替。

京	都	府
1・26 緑喜郡三山村山本小作争議、解決。 日出 1・31	6・20 乙訓郡羽束師村小作争議、国粧会の仲裁で解決。 日出 6・21	
1・— 南桑田郡篠村に宛口米改正委員会設置。 <sup>(1)</sup> 篠村史	7・10 熊野郡養鶏組合、久美浜町で養鶏セリ市を開催。	日出 7・18
2・1 相楽郡農会、蓮検査規程を定める。 府農会報 391	7・12 緑喜郡三山村に茶園病虫害防除組合設立。	日出 7・15
2・12 南桑田郡大井村小作争議、亀岡に鈴木文治を迎えて小作人大会開催。	7・下 緑喜郡有智郷村農会、梨の害虫駆除に府下ではじめて誘蛾灯を用いる。	日出 7・28
2・— 加佐郡岡田中村上塗原に甲子六光社設立(ワサビ増殖・共同田植・栗林・孟宗林の造成。昭5の組合員6戸、耕地2町歩)。府農会報 467	8・4 久世郡農会、果実蔬菜批評販売会を開催。	府農会報 398
3・上 緑喜郡農会、蔬菜類販売斡旋所の郡内設置を決議。	8・17 葛野郡農会、婦人農事講習会を開催。	日出 8・17
3・12 北桑田郡山国村祖父江谷の林業家、軽便鉄道の敷設を目的に祖父江谷森林土工組合の設立を府に申請。	9・1 府農会事務所、府庁内から下鴨上川原町10に移転。	府農会史
3・13 桑園改良奨励規程制定。告示120号	9・4 北桑田郡森林協会設立。	日出 9・7
3・中 緑喜郡都々城村上津屋小作争議、解決。	9・7 天田郡各町村長、府に自作農創設の資金通増額を陳情。	日出 9・8
3・中 緑喜郡大庄村松井小作争議、解決。	9・21 府下町村長会、郡農会の廃止を決議。	日出 9・22
3・30 府臨時参事会、府営造林の郡移管を決議。	9・22 船井郡上和知村長、府有林の地元村に還付を府に請願。	日出 9・23
3・31 府農会、耕地整理講習会を開催(長崎県など13府県から90名受講)。	10・中 相楽郡高麗村小作争議解決、5ヵ年間2割減となる。	日出 10・24
4・1 久世郡宇治町若森に府茶業研究所設立。府茶業史	10・— 緑喜郡美豆村に米麦の共同脱穀を事業とする美津農事実行組合設立。	府農会報 467
4・1 京都市左京区北白川に花卉栽培改良を業とする北白川農山会設立。	10・— 府山林会、北桑田郡で白炭製炭試験を実施。	府山林会報
4・1 京都市左京区吉田にナスの出荷販売を業とする吉田農友会設立。	11・3 国鉄宮津線宮津・峰山間開通(大15・12網野まで開通)。	大阪鉄道局史
4・9 日本農民組合京都府連第1回大会(支部数54、組合員数5,260名)。	12・14 相楽郡木津町小作争議解決、1割9分8厘減となる。	日出 12・16
4・10 米穀会京都府支部、全国俵米品評会を開催。	12・21 緑喜郡美豆村小作争議発生。	農民組合運動史
4・17 府立農試丹後分場、竹野郡深田村にて競犁会・牛耕伝習会を開催。	12・22 緑喜郡田辺町薪・川原両部落争議解決、坪刈りを基礎とし最低1割減となる。	たきぎ
5・1 茶業練習生採用規程を定める。	12・23 緑喜郡草内村飯岡争議解決、1割7分減となる。	日出 1・27
5・5 乙訓郡向日町上植野小作争議解決(13年度小作米1割5分減・小作奨励米支給・小作約3町歩を地主に返還など)。 <sup>(2)</sup>	12・28 久世郡佐山村小作争議発生。	農民組合運動史
5・上 府、天田郡の旱害地に府罹災救助資金中から旱害救助資金を貸与。	この年	
5・— 府水産会、宮津町で1府5県水産集談会を開催。	▷ 与謝郡市場村幾地の小作人11名、自動耕耘機を使い水田3町2反歩の共同經營に着手。	府農会報 403
6・2 商工省、京都中央卸売市場開設を認可。	▷ 舟井郡畜産組合、役員同志の内紛により組合經營成り立たず郡農会へ事業移譲を府に申請。	日出 大15・3・1
日出 6・3	▷ 南桑田郡農会、養鶏・蕗根栽培を奨励。	丹波及丹波人

参	考	日	本
	(1) 地主3名・自作4名・小作3名から成り、宛口米(小作米)を27階級に整理し、これにより小作料は平均1石1斗1升となる。柏原争議以降、交渉を有利に導こうと地主側が宛口米改正のイニシアチブを握る。		1・26 米穀輸入税免除令公布(8・31まで免除。8・19、10月末まで免除延長を公布)。
	(2) 上植野争議は、大13・11・19上植野小作人大会の開催による日農加盟と、地主側の地主会組織にはじまる。12・27小作組合は独自の作柄調査による小作料納入を地主に通知。翌14・1・4小作側の要求減免率が過大のため、地主側は乙訓郡長に小作調停法による調停手続を依頼したが、郡長は地主側に再考を促した。以後、町会議員・氏神社職らによる仲裁もみられたが不成立となり、小作組合中から脱落者16名を出すなど対立をみる。2・7小作官・郡長による調停が開始される。4・28国粧会幹部が介入し小作人側を恫喝、4・30調停成立したもの。関係地主37名、小作人66名、耕地35町歩で内容は大13年度の小作料は玄米295石1斗、(金納のときは1石=40円50銭に換算)に減額し、一方地主側は小作人奨励のため玄米100石を贈与する差引計算。	3・31 農林省設置(農商務省から農林省と商工省分立)。	3・31 農林省設置(農商務省から農林省と商工省分立)。
	第1次小作調停年報	4・— 農林省、優良農具普及奨励規則を公布(府県の奨励事業を本省が援助)。	4・— 農林省、優良農具普及奨励規則を公布(府県の奨励事業を本省が援助)。
	△ 副業奨励規則公布(農林省の独立によって副業課復活し、その活動の基礎として制定)。	5・9 農林省、副業奨励規則公布(農林省の独立によって副業課復活し、その活動の基礎として制定)。	5・9 農林省、副業奨励規則公布(農林省の独立によって副業課復活し、その活動の基礎として制定)。
	△ 農林省、種牡牛馬設置奨励規則を公布。	5・18 農林省、種牡牛馬設置奨励規則を公布。	5・18 農林省、種牡牛馬設置奨励規則を公布。
	△ 漁業財團抵当法施行。	7・6 漁業財團抵当法施行。	7・6 漁業財團抵当法施行。
	△ 年初來の米価騰貴、頂点に達し、9月以降下落に転ずる。	8・— 年初來の米価騰貴、頂点に達し、9月以降下落に転ずる。	8・— 年初來の米価騰貴、頂点に達し、9月以降下落に転ずる。
	△ 佐賀県基山村で、小作人、立毛差押に憤激、地主を襲撃、31人検挙。	10・18 佐賀県基山村で、小作人、立毛差押に憤激、地主を襲撃、31人検挙。	10・18 佐賀県基山村で、小作人、立毛差押に憤激、地主を襲撃、31人検挙。
	△ 大日本地主協会設立(本部大阪。当初会員400名。小作争議のまん延に対抗した地主組合の連合会)。	10・— 大日本地主協会設立(本部大阪。当初会員400名。小作争議のまん延に対抗した地主組合の連合会)。	10・— 大日本地主協会設立(本部大阪。当初会員400名。小作争議のまん延に対抗した地主組合の連合会)。
	△ 香川県竜川村金蔵寺で、差押立毛競売に反対した小作人38人検挙。	11・4 香川県竜川村金蔵寺で、差押立毛競売に反対した小作人38人検挙。	11・4 香川県竜川村金蔵寺で、差押立毛競売に反対した小作人38人検挙。
	△ 農民労働党結成(書記長浅沼稲次郎、即日結社禁止)。	12・1 農民労働党結成(書記長浅沼稲次郎、即日結社禁止)。	12・1 農民労働党結成(書記長浅沼稲次郎、即日結社禁止)。
	△ この年		△ この年
	▷ 台湾産米増殖計画定められ、大9の朝鮮米増殖計画更新される。		▷ 台湾産米増殖計画定められ、大9の朝鮮米増殖計画更新される。
	▷ 奮力利用奨励規則公布。		▷ 奮力利用奨励規則公布。
	▷ 第50回帝国議会、肥料政策の確立に関する建議を行なう。		▷ 第50回帝国議会、肥料政策の確立に関する建議を行なう。
	▷ この年以後農林省、穀物火力乾燥機を共同設置するものに対して半額の補助金を与える。		▷ この年以後農林省、穀物火力乾燥機を共同設置するものに対して半額の補助金を与える。
	▷ 新潟県蒲原平野に千町歩地主として小作地を有していた三菱会社、その地方の土地解放を決定、以後昭和初年にかけて土地を売却。		▷ 新潟県蒲原平野に千町歩地主として小作地を有していた三菱会社、その地方の土地解放を決定、以後昭和初年にかけて土地を売却。
	▷ 日向カボチャ大阪市場へ出荷、大12日豊線が開通以後、岡山県産から約2週間早く市場へ出る。		▷ 日向カボチャ大阪市場へ出荷、大12日豊線が開通以後、岡山県産から約2週間早く市場へ出る。
	▷ 純系分離による大和2号・3号(スイカ)選出。		▷ 純系分離による大和2号・3号(スイカ)選出。
	▷ イネ品種、旭・銀坊主・陸羽132号の普及開始。		▷ イネ品種、旭・銀坊主・陸羽132号の普及開始。
	▷ 第1回農学会・日本農芸化学会連合大集会を東京で開催。		▷ 第1回農学会・日本農芸化学会連合大集会を東京で開催。
	△ 府立山城園芸場、聖護院大根の系統分離をはじめる。	△ 府立山城園芸場、聖護院大根の系統分離をはじめる。	△ 府立山城園芸場、聖護院大根の系統分離をはじめる。
	△ 府水産会、はじめてアユの人工採卵ふ化を由良川産の親アユで行ない成績良好。	△ 府水産会、はじめてアユの人工採卵ふ化を由良川産の親アユで行ない成績良好。	△ 府水産会、はじめてアユの人工採卵ふ化を由良川産の親アユで行ない成績良好。
	△ 府漁業の歴史		△ 府漁業の歴史
	△ 府農試丹後分場、水稻の直播試験を行なう。	△ 府農試丹後分場、水稻の直播試験を行なう。	△ 府農試丹後分場、水稻の直播試験を行なう。
	△ 丹波及丹波人	△ 丹波及丹波人	△ 丹波及丹波人
	△ この年ごろ		△ この年ごろ
	▷ 何鹿郡畜産組合、綾部・山家など各町村に府下で最初の酪農組合設立(のち加佐郡・天田郡に酪農組合設置)。		▷ 何鹿郡畜産組合、綾部・山家など各町村に府下で最初の酪農組合設立(のち加佐郡・天田郡に酪農組合設置)。
	△ 丹波及丹波人		△ 丹波及丹波人

京 都 府	
1・1 府市郡農会連合農産物販売斡旋所、高倉下ル帶屋町に開設。 府農会報 402	5・28 府、水産会・水産組合等によるサケ・マス増殖を奨励。 公報
1・8 久世郡御牧村小作争議発生。 農民運動組合史	5・下 南山城地方、霜害により養蚕・製茶の被害大。 日出 5・24
1・15 相楽郡高麗村小作争議解決。 日出 1・19	6・11 綾喜郡美豆村・久世郡佐山村・御牧村の城南小作争議騒擾化 <sup>(2)</sup> (小作人、警官隊と乱闘)。 農民組合運動史、日出 6・15
1・16 南桑田郡河原林村小作争議、国粧会の介入で解決。 同上	6・— 与謝郡本庄村農会、競犁会を開催。 府農会報 407
1・中 相楽郡祝園村祝園小作争議、地主側の返還小作地に韓国人10余名を雇入れる地主経営と、小作側の日農脱退、未納小作料年賦完納により解决へ進展。 日出 1・17	7・8 京滋連合農民組合、市公会堂で連合会議を開催し立入禁止反対を決議。 日出 7・9
1・19 南桑田郡篠小作人組合の脱退者115名、篠村小作人授農会を組織。 篠村史	7・上 旱害のため田植すます。 日出 7・15
1・20 与謝郡農会、前年までの共同耕作奨励から事業方針を共同経営奨励に転換。 日出 1・22	7・16 府農会、農産物の荷造・輸送講習会を開催。 府農会史
1・23 葛野郡松尾村に西芳寺谷土工森林組合設立。 公報	8・— 京都小売市場連合会設立(小売市場機能の発達を期し、中央市場との連繋をはかる)。 大京都誌
1・25 紀伊郡下鳥羽村小作争議解決。 農民組合運動史	9・1 与謝郡桑飼村香河に香河第一実行組合設立(養蚕奨励・蚕箔および蚕簇の製作・稚蚕共同飼育・米麦の共同調整事業。昭5の組合員9戸、耕地6町)。
1・下 農林省、綾喜郡宇治田原村の集卵荷造場建設に補助金を下付。 日出 1・28	9・25 与謝郡木炭同業組合設立。 公報
1・下 綾喜郡に種禽協会設立。 日出 1・31	9・28 農家搾乳取締規則制定。 同上
2・上 商工省、綾喜郡の6農産物出荷組合に奨励金を下付。 日出 2・5	9・— 府蚕業取締所綾部支所、大規模な永原式小型母蛾調整機5台を据えつけ全国的に注目される。 丹波及丹波人
2・23 府営用排水改良事業開始により乙訓郡東部連合耕地整理組合設立。 告示103号	10・上 郡は製糸蚕事課と福知山運輸事務所、夏秋蚕種の夜間輸送を試み好成果。 日出 10・4
2・— 日農京滋連合会結成(委員長坂本兵蔵)。 農民組合運動史	10・15 府、害虫駆除予防施行規則を改正。 日出 10・16
3・1 中郡五箇村鰐留に大成農事実行組合設立。 府農会報 467	11・中 紀伊郡下で小作料減免の要求続出。 日出 11・16
3・10 日本農民組合第5回大会、京都で開催(関東同盟廃止を決定し綱領改正、山梨県連など退場して第一次分裂。~12日)。 日本農民運動史	12・14 第6回町村農長会、政府に自作農維持創設に関し建議。 府農会報 414
4・1 府畜産組合連合会、家畜共済規程を設ける。 府農会報 404	12・15 南桑田郡篠小作争議発生。 篠村史
4・26 京都府肥料協会設立(府下同業者約200名参加、会長森岡府内務部長)。 日出 4・27、府農会報 406	12・17 第6回町村農長会、知事に耕地整理補助費の増額などを建議。 府農会報 414
4・下 零細山林業者、山林所得税改定を不満とし陳情。 <sup>(1)</sup> 日出 4・28	この年 ▷ 府農試丹後分場、大4以来「早生神力」種から純系淘汰を行ない分葉多く多収量(平均反当り2石8斗余)・耐病性の「丹後神力」種を得、この年から希望者に配付(欠点は成熟期11月初旬の晚熟であること)。 府農会報 402
5・7 養蚕模範共同経営奨励規程を設ける。 告示277号	▷ 京都帝大農学部農林経済学科、府下の中庸以上農家57戸の経営調査を開始。 府農会報 409
5・12 紀伊郡下鳥羽村興風会設立(地主小作の融和協調を目的とし地主小作53名加入)。 府農会報 406	▷ 南桑田郡農会、種禽場を設置。 丹波及丹波人
5・14 南桑田郡宮前村、農林省の助成を得て古川式火力乾燥機2台を設置。 府農会報 407	

参 考	日 本
(1) 山林所得税改定により高額所得者の優遇にくらべ、府下の山林業者の多数を占める納税額1,200~2,000円の雑木・松山をもつ零細山林農家は僅かに3.40錢の軽減にとどまる。 (2) 地主は5月から6月にかけて小作人に対し次次と立入禁止を行ない、この日地主が人夫を雇って立入禁止地の田植を行なったところ、これを阻止しようとした小作人側と警官隊との乱闘となり、坂本兵蔵(佐山出身)ら24名が騒擾罪として起訴された。	3・5 評議会など左翼3団体を除いて、労働農民党結成(委員長杉山元治郎)。 3・29 輸出生糸検査法公布(生糸検査法は廃止)。
	4・1 朝鮮総督府、朝鮮産米の増殖計画を更新実施(大15年度以降12カ年に約820万石の増収をはかる)。
	4・2 生糸価格対策のため、帝国糸糸倉庫(株)設立。
	4・11 平野力三ら全日本農民組合同盟を結成。
	4・22 全国地主大会、大阪で開催。
	4・24 農林省、水産増殖奨励規則を公布(鮭の増殖対策)。
	4・— 内閣に北海道拓殖調査会設置(農林・通信・鉄道の各省並びに民間から委員を選出して審議し、昭2年度以降20カ年にわたる第2期拓殖計画樹立。20カ年の拓殖費総額は9億6,300万余円)。
	5・21 自作農創設維持補助規則制定公布(当時の全小作地の1/23にあたる11万7,000町歩を25カ年間に自作化するため、簡易保険積立金から4億余円を低利融資することを計画)。
	5・24 小作調査会を設置し、小作問題に関する方策、自作農地法案に対する意見につき諮詢。
	5・26 林業共同施設奨励規則公布。
	9・— 株式・生糸・綿糸相場暴落(貿易不振・為替高などのため)。
	11・12 日銀、帝国糸糸倉庫(株)に、横浜正金銀行経由で生糸救済資金2,250万円を融資。
	12・18 生糸相場暴落のため、全国の製糸会社12・31まで操業休止。
	12・25 昭和と改元。 この年 ▷ 1団地30町歩以上500町歩未満の地区に排水幹線を掘鑿する事業に補助を与え、5反歩以上の造田に対して40%の補助を与えることとする。
	▷ 中央・地方農事試験場を通じる交雑育種計画をたて、本年度小麦、以後2年水稻、5年陸稻、6年ナタネにつき事業を開始。
	▷ 宮崎県の日向カボチャは、大阪市場において、高知産と競争、翌2年には東京・横浜に進出千葉産より2週間早く市場に出る。